

熊取町議会委員会会議録

[平成28年6月定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（6月2日）〕

平成28年6月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（6月15日）〕

平成28年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	11

〔総務文教常任委員会〕

議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	19
議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例	19
質 疑	19
採 決	21
議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）	21
質 疑	21
採 決	26
議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）	27
質 疑	27
採 決	45

〔事業厚生常任委員会〕

議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	48
質 疑	48
採 決	52
議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入について	53
質 疑	53
採 決	54
議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	54
質 疑	54
採 決	54
議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	55
質 疑	55
採 決	62
議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）	62
質 疑	62
採 決	62

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年6月2日(木曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎 治
	委	員	坂上 昌 史	委	員	阪口 均
	委	員	渡辺 豊 子	委	員	矢野 正 憲
	委	員	鱧谷 陽 子	議	長	重光 俊 則

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原 敏 司	副町長	中尾 清 彦
	企画部	長	貝口 良 夫	総務部長	南 和 仁
事務局	局	長	阪上 清 隆	書記	阪上 章

付議審査事件

- 1) 平成28年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長(坂上巳生男君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年6月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上巳生男君) まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長(南 和仁君) それでは、平成28年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、行政報告につきましては、繰越明許費繰越計算書についてが1件、熊取町土地開発公社の経営状況の報告についてが1件、損害賠償に関する専決処分についてが1件、合計3件でございます。

次に、報告案件につきましては、条例改正の専決処分報告が1件、補正予算の専決処分報告が2件、合計3件でございます。

次に、予定議案につきましては、条例改正が3件、工事請負契約の締結についてが1件、環境センター専用公用車(4tダンプ)の購入についてが1件、補正予算が4件、合計9件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

資料裏面をごらんください。

まず、行政報告でございますが、1件目の繰越明許費繰越計算書につきましては、平成27年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、地方公会計推進事業繰越額が403万1,640円ほか3事業となっております。

2件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27事業年度熊取町土地開発公社決算及び平成28事業年度熊取町土地開発公社予算について報告するものでございます。

3件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告案件について説明申し上げます。

税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたこと等に伴い、本町税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとともに、

2件目の平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告につきましても、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとともに、

3件目の平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年5月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとともに、

続きまして、予定議案についてご説明申し上げます。

表面をごらんください。

1件目の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年7月開始予定の特定個人情報の情報連携に向け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく独自利用事務を定めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）及び同省令（平成28年厚生労働省令第23号）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）につきましては、当該工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとともに、

5件目の環境センター専用公用車（4tダンプ）の購入につきましては、当該専用公用車を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとともに、

6件目の平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,544万7,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、町長選挙後

の肉づけ補正予算として、ひまわりバスの土日祝日運行に係る経費や不妊・不育治療費助成、また町長給与の20%削減などとなっております。

7件目の平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755万円を追加するものでございます。補正内容は、住民訴訟に係る損害賠償金の納入及び国庫補助金の返還に伴う町債元金の繰上償還となっております。

8件目の平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、住民運営の通いの場及び認知症初期集中支援チーム設置に係る経費となっております。

9件目の平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の既決予定額に87万円を、また資本的支出の既決予定額に20万円をそれぞれ追加するものでございます。補正内容は、正規職員1名の産休等に伴う臨時職員の賃金及び住民訴訟に係る損害賠償金の納入に伴う一般会計出資金の返還金となっております。

以上で、平成28年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、6月8日から6月21日までの14日間といたします。

本会議の開会については、6月8日、6月9日、6月13日及び6月21日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を6月17日に、事業厚生常任委員会を6月15日に、それぞれ開催いたします。

第2回目の議会運営委員会につきましては6月15日に、議員全員協議会を6月17日に開催いたします。

以上のとおり、平成28年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。なお、5月31日の正午に通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第51号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第5 議案第52号 平成27年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第53号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についての件、以上の3件については、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第7 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件、日程第12 議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件、以上の4件については、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第9 議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の件、日程第11 議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入についての件、日程第13 議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第14 議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、日程第15 議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件、以上5件については、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり平成28年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、平成28年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたしました。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（坂上巳生男君）それでは、引き続きまして意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては6件提出されております。

渡辺議員から、食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書（案）、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）、骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）の3件、次に、鯉谷議員から、消費税10%への増税中止を求める意見書（案）、所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）、大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）の3件で、以上の6件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月15日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、平成28年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時20分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年6月15日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	坂上 昌史	委	員	阪口 均
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	鱧谷 陽子	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

事務局	局長	阪上 清隆	書記	阪上 章
-----	----	-------	----	------

付議審査事件

- 1) 平成28年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は、理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時29分」開会）

委員長（坂上巳生男君）それでは、先日、持ち帰っていただきました意見書6件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ちょっと伺わせていただきたいんですけど、食品ロスというのは商社の習慣というか、たくさんにつくってしまうというところがすごく大きな問題になっているかと思うんです。商習慣の見直しに取り組む事業者の拡大を推進するというふうになってはいますけれども、なかなか国としてそういうことをするというのは難しいんじゃないかなというふうに考えるんです。その辺のことについて教えていただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）商習慣というのが3分の1ルールというのがありまして、製造日から賞味期限までの期間の3分の1を過ぎたら、そういった加工食品につきましてはスーパーやコンビニエンスストア、そういったところに納品できないという3分の1ルールがあるんですけども、そうすることによって、配送するときかで時間がかかって3分の1ルールがクリアできないところもあるというところで、せっかく製造した商品が無駄にしないために、3分の1というのではなくて、今、賞味期限までの期間を2分の1に延ばそうという流れも、商業間の中で今、食品業界特有のそういった見直しというものをしております。ですので、事業者がそういった取り組みを推進しているんですが、なかなか進んでいないというところで、国のほうも事業者が取り組めるように、過剰生産を改善できるように取り組んでほしいといった内容でございます。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ちょっとお話があれだったんですけども、3分の1ルールというのは、3分の1

を過ぎたものに対してはもう消費者のところには渡せない。それを2分の1ということはもっと早くしてしまうということですか、出せないという期間を。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 製造日から賞味期限まで3分の1を過ぎていたら商品として出せないんですけれども、その期間を2分の1まで延ばすということですので、商品化される期間が延びるということですので、商品として出せるということです。それで無駄な食品ロスを削減できるということなんです。

委員長（坂上巳生男君） 理解できましたでしょうか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） すみません、わかりました。期間で、量の分かなというふうに感じたりもしたんで、すみません、間違っていました。

それから、残ったものをフードバンクで子ども食堂などに卸す取り組みを進めるというのはいいいことなんですけれど、上のほうが進んでくるとそちらに回ってくる分は少なくなっていくというふうなことになるということですよ。フードバンクへ行くような食品は、そういう取り組みが進んでいけば少なくなってくるということではないんですか。フードバンクへというのは、2分の1に延ばした後に出せなくなったやつを回してもらおうというふうな形になるのでしょうか。その辺の取り組みについて教えてください。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そういった分もあるかもしれないんですが、一応、食べられるのに商品として出せないというところで、規格、一応規定外の、中身じゃなくてパッケージがちょっと規定にそぐわないものとか何かそういったもので、中身は大丈夫なのに商品として出せないものについて、今までは廃棄処分されていたんですけれども、そういったものについてはフードバンクというところに提供し、そこは障がい者施設とか子ども食堂とかそういったところの施設に商品を提供する、そういったボランティアのNPO法人なんですけれども、そういった施設に提供できるようにしてはどうかというような内容でございます。まだまだフードバンクというものが周知されていないんですけどもね。

委員長（坂上巳生男君） ほかに質疑はありませんか。坂上委員。

委員（坂上昌史君） 全体的には賛成できるんですけれども、記の3つ目で「飲食店の食品ロス削減に向けて」というところはいいんですけれども、「食べきれ分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進する」というところが、大盛りで売っているお店とかもありますので、そこは商品として何を売るかというのは事業者の自由かなと思うんで、ここをできれば何か、そういう大盛りを否定しているというか、商品自体を否定しているような感じにもとれるので、何か文言を変えるか、もしくは3番を抜いてもらえれば賛成しやすいなと思ったんですけれども。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 大盛りを否定しているのではなくて、やっぱり食べ切れる分量にメニューを、今、お店によってはレディースランチという感じで、女性用とたくさん食べる方用の大盛りとかいう感じで、同じメニューでもそうやって自分で希望の量を言えるようなところもあると思うんです。そういったメニューをして、飲食店でもそういうことをして食品ロスを減らすように協力をしていただいたらどうかなというところなんです。そして、残した場合は持ち帰りができるようなバックとか、そういったことができるようにというところもやっているところもあるみたいなんで、そういったことを全国展開して飲食店にも協力をしていただいたらどうかなという内容です。

たくさん食べる方を食べたらあかんという、そういう内容ではないというところをちょっとご理解……。食べられる量をその方がセレクトできるように、選べるようにという、そういったことにしていってどうかというところを飲食店にも協力してほしいというところのものでありますので、このままでご理解いただけたらと思います。

委員長（坂上巳生男君） 坂上委員。

委員（坂上昌史君） 一番ひっかかったところが「食べきれ分量のメニューや量より質を重視したメニ

ューの充実を推進する」というのが、やっぱりそこが、そんな事業者の勝手じゃないのというのは捉えられると思うので、そこら辺をなくしてもらって、「飲食店での食品ロス削減に向けて、『飲食店で残さず食べる運動』など好事例を全国に展開すること」というのではどうですか。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） それでも内容としては変わらないので、いいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 今、文言の修正の提案がございましたけれども、修正の文言をもう一度発言していただけますか、坂上委員。

委員（坂上昌史君） 飲食店での食品ロス削減に向けて、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。

委員長（坂上巳生男君） そうしますと、途中の文言を削除するということですね。「食べきれる分量の」から「推進するとともに」、そこまでを削除して、「飲食店での食品ロス削減に向けて、『飲食店で残さず食べる運動』など好事例を全国に展開すること」というふうに修正してはどうかという提案なんですが、ほかの方はいかがですか。それでご異議ないですか。

（「異議なし」の声あり）

それで反対意見はないようですので、そのように修正した上で本会議に提案したいと思います。

続きまして、2件目の次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） すみません、資料を配らせていただきたいんですが、許可をいただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員から資料の配付の希望が出ておりますので、配布させていただきます。（資料配付）

鱧谷委員、どうぞ。

委員（鱧谷陽子君） よろしくをお願いします。

この意見書に反対というわけではないんですけれども、2015年6月30日に閣議決定された骨太の方針の中で、検討、実施案などがこのように決まっております。確かに軽度者対象の福祉用具とか住宅改修価格の見直しなど入っておりますが、65歳から74歳までの自己負担を原則2割にするとか要介護1、2の通所サービスなどについて自治体の予算の範囲内で実施する仕組み、今、要支援1、2が自治体の支援事業に移るんですが、それを要介護1、2の方までに延ばそうというふうな案までも出ていまして、本当にここに出ている次期改正に向けてさまざまな案が出ていて、これに対して反対ではないんですけれども、これだけではちょっと不十分だという感じがして、意見を言わせていただきたいと思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 一応この内容で今回は意見書を出させていただいているんですが、これではだめというところなんでしょうか、不十分という。

今、国の厚生労働省の審議会でこういった案が出たみたいですので、その分につきまして、このままでは本当に要介護者の方の負担が多くなるというところで、必要な介護用品、手すりや福祉用具、住宅改修といったそういったものについての自己負担をやっばり軽減していただきたいという、審議会の中で出た案について、それではちょっと負担が大き過ぎて結局要介護支援にならないというところで、介護者がまた重度化されるというところの意見書になっております。こういった内容で出させていただきましたので、ご採択のほどよろしく願いいたします。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） また、これを見まして、私どもも65歳から74歳の自己負担の2割とか要介護1、2への通所サービスの自治体への地域支援事業などの移行につきまして意見書を出させていただきたいと思いますので、そのときにはよろしく願いしておきます。

委員長（坂上巳生男君） そしたら、鱧谷委員、意見はあるけれどもこの内容でもいいということですか、

はい。

ほかにご意見はございませんか。反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本意見書(案)について意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

特に反対意見あるいは質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようです。それでは、本意見書(案)についてまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の消費税10%への増税中止を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。阪口委員。

委員(阪口 均君) 10%にしないといけないという理由は多々述べられていまして、やはり将来の福祉とかそういったものに充当していくという前提で消費税が10%必要やということが決定しております。仮に8%のまままとめ置くとか、あるいはそれこそ廃止にするとかいう意見もありますけれども、そうなったときに今の逼迫した財政がどうなっていくのかということはこの中には述べられていないんです。非常に先が真っ暗になるような、そういう状況が想像できるんです。そういった意味でも、消費税10%というのは今現在では必要なことであり、一番やるべき措置かなというふうに私は思っていますので、これは、とめられるならとめたいですけれども、とめられる状況にないという前提で10%中止というのは賛成できないという立場です。

以上です。

委員長(坂上巳生男君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 国のほうも来年度の4月に予定されている消費税の引き上げの中止されたということでもありますし、先ほどおっしゃっていただきました社会保障の財源のことですが、先月、パナマ文書でわかったことなんですけれども、今、外国へ流れたお金に税金をかけると4兆円余り、2%分ぐらいが出てくるのではないだろうかと言われております。ここをきちっとしていただければ、消費税10%への増税中止、それでまた足らなくなれば仕方がないかと思っておりますけれども、中止はできるのではないかということで、私自身は、もし許されるならば2017年4月に予定されているところを消していただいて、消費税引き上げの引き延ばしではなく中止をしていただきたいということを申し上げたいと思っております。

委員長(坂上巳生男君) ほかにご意見はございませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) 先ほど阪口委員も言うてはったんですけれども、税と社会保障の一体改革というところで今回消費税が10%になったんです。先ほど鱧谷委員も介護保険の関係で負担を減らしていきたいという話をされていたと思うんですけれども、個人負担を減らすためにはやっぱり財源を何に持ってくるかというところで、年金、介護、医療、子育て、そういったところの社会保障の充実、毎年1兆円ずつ社会保障費がふえているわけなんです。それを何でもって補填していくかといったらやっぱり消費税しかないというところで、税と社会保障の一体改革というものが今決定し、そういう形で消費税10%というところに決定したわけなんです。

ただ、今、景気の状態を見て2年半先送りになりましたが、社会保障というものは毎年やっぱりふえてきていますので、その財源を確たるものにするためには消費税しかないというところをご理解いただきたいと思いますので、今回のこの意見書については賛成できません。

委員長(坂上巳生男君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 先ほど私が申しました、パナマ文書なんかでわかった海外へ企業とか個人の資産家

たちが流しているお金に税金をかけて、それを消費税のかわりにというふうなところ辺はご理解いただけるのでしょうか。それも理解はしていただけないということで反対ということなんでしょうか。だと思っんですが。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） パナマ文書のことをこの中に盛り込めるならば盛り込めばいいと思いますけれども、一応意見書としてこの形である以上は、ちょっとそれについては含みとして考えられないので、おっしゃることは、確かにそういう事実もあるとするならば是正すべきことやと思いますけれども、理解はしますが、ちょっと中止の理由にはなりにくいかなというふうに思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 私も、パナマ文書の分は後で出した分です。また考え直しまして再度挑戦したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（坂上巳生男君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 政府はもう2019年10月まで消費税10%の延期を決定しておりますので、この意見書の提出自体、もう必要性はないなというふうに考えております。

委員長（坂上巳生男君） さまざまなご意見が出ましたけれども、基本的に反対であるというご意見、あるいは政府が延期を決めているから必要がないというご意見等ございました。

意見の一致を見ないということで、本意見書（案）は本会議には上程しないことといたします。

次に、5件目の所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） これも何回目ですかね、2回。いや、もっと何回も、平成23年9月議会のときもちょっと記憶にあるんですけども、所得税法、内容はわかるんですけども、そういった対象の方というのは、以前出されたときも税理士の委員がいてはったと思うんですね。この議運の委員の中に税理士の委員がいてまして……

委員長（坂上巳生男君） 藤本さん。

委員（渡辺豊子君） 藤本委員がいてはりまして、その税理士が言うてはったと思うんですけども、そのために第57条があつて青色申告ができるように法的に措置されているというふうに言っていたと思いますので、第56条は別に廃止する必要はないというふうに思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 私もそういうふうに認識していたんですけども、青色申告というのは税務署が青色申告していいですよというふうな形で決められるものであつて、今でも白色申告をされている中小業者の方はたくさんいらっしゃいます。それで、農家の方も青色では申告できなくて白色申告されております。その中で、配偶者は86万円、家族は50万円しか控除が認められないということで、交通事故なんかを起こすと1日の補償額が非常に少ない額になってしまうというふうな不利益がありまして、ここでも書いているんですけども、国連女性差別撤廃委員会から日本の国は第56条を撤廃すべきだということで通告というんですか、見直しが要求されております。

政府は廃止へということで、12月に私が一般質問しました第4次女性共同参画基本計画には、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等各種制度のあり方を検討するというふうに書かれているんです。でも、書かれているだけでまだ先へ進んでいけませんので、第56条を出していただいて一日も早くそういうふうな人たちが救われるようにということをお願いしたいということと、それから、第56条を求める意見書は現在441自治体まで広がっておりまして、岸和田市以南の市町村では熊取町だけが意見書を出していないというふうな状況になっております。こういうふうな状況ですので、ぜひともよろしくご配慮願えたらと思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今ちょっと私の知り合いの税理士にもこの案文、この意見書（案）を見ていただいたんですけども、今先ほど白色しかできないと言うてはりましたが、全ての方が出そうと思った

ら青色申告できるというふうにおっしゃっておられました。ちゃんと自分で帳簿をつけて、家族の方の賃金等を帳簿の中に記載してちゃんと書類を出せば青色申告できると言っておられましたので、そのために第57条もありますし、だから別に第56条を廃止する必要はないん違うかなというふうなご意見もいただいております。差別どうのこうのとちょっと違うのではないかなというふうに思いますので、申しわけないですがちょっと賛同しかねます。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）きちっと調べていただけないでしょうか。青色申告してもいいかどうかというのは税務署が決めることになっていると聞いています。だから、青色申告したいというふうに税務署に申告しても、きちっと帳簿がそろっていなかったりすると白色でしてくださいというふうになってしまいます。そのかわり、きちっと白色でも基本的なものはつけるようにというふうなことで、帳簿も今はきちっとつけていますので、そういう昔おっしゃっていたみたいに恣意的に白色にしているのではないかなというふうなことはなくなってきています。

女性の働く権利を奪ってしまっているということ、それから本当に評価されないという、第56条というのは国際的にも廃止されるべきだというふうに言われておりますので、青色、白色というふうにおっしゃいますが、まだたくさんの方が白色申告で税金を申告していらっしゃるという現実があります。この辺考えていただきまして、今度の国の男女参画基本計画でも、やっぱり女性が家族従業者として果たしている役割をちゃんと評価されるようにということできちっと答申されています。国のほうも認めながらもまだ前へ進んでいないというふうな今状況ですので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、本意見書（案）について意見等をまとめます。

残念ながら、意見が一致しないということで、本会議には上程しないことといたします。

次に、6件目の大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）内容は理解できるんですけども、中段にある福祉医療費助成制度に関する研究会というものはどんな会で、どういうメンバーがどこでそういう研究会をやっているのか、ちょっと府会議員に聞いたんですけどもそんな研究会は知らないと言っていたので、ちょっとその辺を教えてくださいいただけますか。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）一部負担金、今500円ですか、払っている分を上げるということとか、薬局でも500円負担金を両方で取ろうというような話をされているふうに聞いているんですけども、私も大阪府のこの研究会に対してはあれですけども、そういう話が出ているということはお聞きしているんです。500円を上げるという、一部負担金で。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 審議会等で審議されているというんでしたら実在のある会でそういった話の内容があるかもわからないんですが、今、鱧谷委員もそういうふうな話をしていると聞いたんですけどもという仄聞的な研究会について、他議会から意見書を出すのはいかがなものかというふうに思います。府議会のほうでもそういった研究会の存在も知らないということですので、府議会のほうでも議論になっていない案件につきまして他議会から、その研究会自体の実態もわからない中で意見書を出すのはいかがなものかというふうに思います。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員のほうから、福祉医療費助成制度に関する研究会というのは一体どういう研究会なのか、その中身がよくわからない、はっきりとわからない研究会からそういう情報があったということで、非常に根拠が定かでないとおっしゃっておられますが、その辺はいかがですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私もちよっと認識不足やったかと思えますけれども、もう一度きちっと調べ直して、この意見書は皆さんの手元へも渡っている意見書と同等のものを、確かであろうということで私たちはこの意見書が通していただきたいという思いで出させていただきました。またきちっと調べまして、この意見書のたたき台をくださったところへ問い合わせてみたいと思います。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは本意見書（案）について意見等をまとめます。

意見の一致は見ないということですので、本会議には上程しないことといたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成28年6月定例会閉会から平成28年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成28年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、6月17日に配付予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「14時08分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成28年6月17日(金曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	服部 脩 二	副委員 長	阪口 均
	委員	文野 慎 治	委員	坂上 昌 史
	委員	渡辺 豊 子	委員	矢野 正 憲
	委員	坂上 巳生男	議 長	重光 俊 則

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副 町 長	中尾 清 彦
	教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良 夫
	企 画 部 理 事	明松 大 介	企 画 部 理 事	寺中 敏 人
	総 務 部 長	南 和 仁	総 務 部 理 事	林 利 秀
	総 務 部 理 事	阪上 敦 司	総 務 部 理 事	田宮 克 昭
	住 民 部 長	下中 博 之	兼契約検査課長	
	住 民 部 理 事	藤原 伸 彦	住民部統括理事	吉田 潔
	健康福祉部理事	山本 浩 義	健康福祉部長	小山 高 宏
	健康福祉部理事	山本 浩 義	健康福祉部理事	山本 雅 隆
	健康福祉部理事	田中 耕 二	事 業 部 長	泉谷 徹
	事 業 部 理 事	田畑 洋	事 業 部 理 事	大西 宏
	会 計 管 理 者			
	兼 会 計 課 長	北川 雄 彦	上 下 水 道 部 長	山 戸 寛
	教 育 次 長	中谷 ゆかり	教 育 委 員 会	吉田 茂 昭
	教 育 委 員 会		事 務 局 理 事	
	事 務 局 理 事	亀坂 典 夫	政 策 企 画 課 長	橘 和 彦
	危 機 管 理 課 長	野津 恵	財 政 課 長	東野 秀 毅
	広 報 公 聴 課 長	巖根 晃 哉	シティブロモーション推進	
	総 務 課 長	原田 哲 哉	課 長	奥村 光 男
	契 約 検 査 課 債 権		人 事 課 長	道端 秀 明
	整 理 対 策 室 長	井口 雅 和	自 治 振 興 課 長	三原 順
	健 康 ・ い き い き		介 護 保 険 ・	
	高 齢 課 長	石川 節 子	障 がい 福 祉 課 長	野原 孝 美
	生 活 福 祉 課 長	藤原 孝 二	子 育 て 支 援 課 長	木村 直 義
	保 育 課 長	阪上 正 順	ま ち づ く り	
	道 路 課 長	白川 文 昭	計 画 課 長	馬場 高 章
	上 水 道 課 長	大西 順 二	水 と み ど り 課 長	山原 栄 次
	学 校 教 育 課 参 事	安田 辰 弥	学 校 教 育 課 長	松浪 敬 一
	生 涯 学 習 課 参 事	荒木 圭 典	生 涯 学 習 課 長	下中 昭 三
事 務 局 局 長		阪上 清 隆	図 書 館 長	原田 貴 子
			書 記	阪上 章

付議審査事件

- 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る

町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

委員長（服部脩二君）皆さん、おはようございます。

議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（服部脩二君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）補足説明は特段ございませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長（服部脩二君）補足説明なしと認めます。以上で補足説明を終わります。

委員長（服部脩二君）初めに、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それでは、私のほうから今回の条例改正に関して質問させていただきます。

議案の提案理由については本会議でも説明がございましたが、再度確認のため、今回の条例改正がどういう事情で必要になったのか、そして内容がこういった項目になっていることについてのご説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）それでは、今回の条例を改正する提案理由等、改めてご説明させていただきます。

来年、29年7月開始予定の特定個人情報の連携に向け、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める独自利用事務、これを、条例を定めることにより情報連携ができるという形で、改めてこの条例を一部改正させていただいて、今回の4医療事務を追加するものでございます。

また、なぜこういった条例を制定するかといいますと、特定個人情報の利用に関しては、法で規定されている事務は法律に基づいて情報連携することになりますけれども、税、社会保障、防災その他の事務の中で条例に定めることにより、独自利用として、この事務につきまして情報連携を行うことができるということでございます。

また今回、4医療事務に関しましては、住民の利便性の向上のために情報連携を行うものでございます。具体的に言いますと、転入の際にこれまで4医療事務の手続におきまして認定を行う際に所得の判定をする必要がございますので、所得証明等の提出を求めてございました。ですので、住

民が転入の際にもし提出がない場合は、改めて転出元の自治体から証明をとってお出しいただくというような手間も発生してございました。しかし、今回この条例を制定することにより、本町に転入される方につきましては転入元の自治体から所得の情報をいただくことができるということで、住民の利便性の向上につながる、また副次効果として事務の効率化ということで、忘れた方に何度も提出をお願いしますとか、提出があるまで事務が滞るとか、そういった部分の解消にもつながりますので、事務の効率化にもなるということで、今回、4医療事務につきましては利便性が高くなるということ、また、これまでマイナンバーに関してはセキュリティーも含めてさまざまな費用がかかってございましたが、独自利用事務につきましては国の交付金の対象にはなりません。ですので、この医療事務に関してはコスト面でも大きくふえるものではないということで、費用対効果も含めまして利便性が高まるということで、条例を制定して情報連携をさせていただくというものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまの説明の中で、所得の証明等を、転入してきた方についてそれを確認する際に転入元からの情報照会と、そういったことに役立つとかおっしゃっていたんですが、転入元の自治体との情報連携というのは、それは今回新たに規定する中身になるんですか。庁内連携の規定かと思っていたんですが、転入元との連携のために今回規定するという事になっているんですか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）転入元の情報連携になります。転入者につきましてはまだこちらに所得の情報は当然ございませんので、国の情報連携システムを使った情報のやりとりということでございます、この4医療事務につきましては。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）少し補足させていただきます。

今回の条例なんですけれども、第3条第1項、第3条第2項、第3条第3項とございますが、第3条1項につきましてはいわゆる他の地方公共団体との情報連携を行う条項でございます。第3条第3項のほうが庁内連携、要は役場内部での情報連携を行うものということでございまして、提案理由のところをごらんいただきますと、こちらは「独自利用事務を定めるとともに所要の改正を行うため」というふうに記載してございます。前段の「独自利用事務を定めるとともに」というところが第3条第1項の他の地方公共団体との要は情報連携というものでございまして、その他所要の改正という部分が第3条第3項で、あわせて4医療事務について、要は役場内部でも庁内連携ができるという、そういった内容の条例改正案でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）改正前のもとの条例では、他団体との情報連携というのは規定されていなかったんですか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）そのとおりでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

他団体との情報連携と庁内連携と両方の内容を含んでいるということを確認させていただきましたが、今回、もともとの条例では、たしか第5番目の健康増進法による事業の実施に関する事務、これがもともと入っていたと思います。それプラス福祉関係の4事業ということになっているかと思うんですが、もともとの健康増進法による事務というのは、これは全ての自治体に何か規定されていたんですか。その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）当然これは独自利用として定めているものでございまして、どの団体でもというわけではございません。今回の健康増進法による事業を実施するに当たって庁内連携が必要とされている事務ということで、一旦制定させていただいたところでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

4 医療事務に関する情報連携というのは多分恐らく近隣の自治体にも共通する部分かなと思うんですが、これに関しては近隣自治体と調整を図った上での条例改正なんでしょうか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）条例の制定につきましては、近隣等調整ということで行っているものではございません。あくまで本町として、これは独自利用として条例を制定して情報連携したほうがメリットが高いということで、させていただいているところでございます。

ただ、近隣の自治体におきましても、4 医療事務全て条例に定めている団体が泉南市であったり田尻町であったりございます。ただ、4 医療の全てではございませんが、泉佐野市、岸和田市につきましても一部の医療の独自利用ということで条例は制定してございます。9市4町以南でいいましたらこういった団体がされていると。ただ、それ以外の団体は、現在のところまだ条例の制定もしくはこの6月議会等での予定はないというふうにお聞きしてございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）事前にインターネットでいろんな団体の条例を見てみたんですが、かなり自治体によってばらつきがあるようなんです。自治体によっては非常にたくさん、10項目以上、20項目近いそういう内容に関して、庁内連携のそういう規定を盛り込んでいる団体もございまして、熊取町と同じように3項目ないし4項目ぐらいのそういった自治体もございまして。その辺の判断というのは一体どうなっているのかなど。各自治体独自に規定できるということで当然といえば当然なんですけれども、福祉医療4事務に限って庁内連携をするということに至った、その辺の議論はどうなんでしょうか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）マイナンバーを総括しております政策企画課におきまして各現場からの意見を集約させていただいた中で、もともと健康増進につきましては先に条例を制定してございましたが、改めて、29年7月の情報連携に向けて、最終の期限でもございますこの6月議会において、独自利用を考えている事務としまして福祉に関する4医療ということで手が上がったところでございます。

また、他団体におきましても情報を収集する中で、先ほども申し上げました独自利用につきましては、コスト面でシステム改修等が必要になっても全て町単費になってきますので、費用対効果の面で福祉の医療事務につきましては大きな導入コストはかからずできるという判断も本町としてはしましたので、実施しているところです。ただ、他団体におきましては、本当にそれで済むのかというところでちょっと迷いが生じているような団体もあるというふうにお聞きしてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ちょっと補足させていただきますと、国のほうでは一定、情報連携できるモデル事業として28の事業を想定されております。その28の事業の中で、各団体それぞれやはりその事務で、よりニーズの高いものというのがあるかと思えます。

本町の場合は4 医療事務、転入される方の集計をしますと、大体年間百六、七十件あると、4 医療事務を足しますと。というところで、ニーズが一定あるだろうと、住民の利便性につながるだろうというところで、国が定める利便性の向上に資するということ、それと事務、先ほど課長が申しましたとおり、所得証明書を持ってこれられない方、これが7割近くいらっしゃるそうです。ですので、その7割の方に対して原課のほうから電話で持ってきてくださいというような照会をかける

といった事務が省略できるというところ、そういったところで4つの医療事務からまずは始めていくということでご理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）4医療事務に関して実施することが一番効率的であろうということのようですが、結局は所得証明が一番大きなネックになっているようなんです。結局、所得証明が必要となった場合に、こういう庁内連携をしておくことで、結局、所得のことですから税務のほうに問い合わせ、すぐぱっと出してもらえると、そういう意味なんでしょうか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）庁内連携につきましては、税務課に問い合わせるというわけではなく、庁内連携のシステムを介した情報のやりとりという形になります。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、庁内連携についてご説明させていただきましたが、一方、他団体との情報連携の部分につきましては、要は情報ネットワークシステムというシステムを介しまして、他団体から課税情報をとれるということになります。これは、この条例を定めて、それから個人情報保護委員会に申請を行った上で、その審査を受けた上で他団体からの情報をとれるということが可能になります。

よくこれは誤解されがちなんですけれども、やっていない団体、近隣でいいましたら先ほど課長のほうからご説明しましたとおり貝塚市、阪南市、また岬町なんかは、システムにお金がひょっとしたらかかるんじゃないかなんていうような、そういったところでまだ見送っているところもあるんですけれども、そういった団体から仮に来られたとしても、うちのほうはその団体に対しての課税情報はとれるという扱いになっております。ですので、やっていない団体は、つまり自分のところに来られた住民に対しては、要は転出元の団体から課税証明をとりに戻らないといけないという、そういったところがございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私がちょっと確認したいのは庁内連携と所得証明の関係なんですけれども、だから、4医療事務で庁内連携をすることと所得証明がすぐとれるということのつながりがもう一つよくわからないんです。

委員長（服部脩二君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）税の情報というのは、1月1日現在で熊取町に住所をお持ちの方の情報しか税務課のほうでは所得の情報を持っておりません。ですので、転入された方については前住所地のほうで課税の情報というのをもちながら、庁内の税のほうから税情報を提供できないという状況になっておりますので、転出時に前住所地のほうで税の証明書もらっていただいて、手続をいただくとあかんというふうな形になってございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いや、それはよくわかっているんです。だから転入者と転出元との関係はそれはそれでわかりますが、庁内連携をすることと所得証明がとりやすくなるということとの関係はどうなっているんですか。庁内の連携、自分とこの熊取町の中の連携でなぜ所得証明がとりやすくなるのか、その辺はどうなっているんですか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）所得証明をとっていただくわけではなく、マイナンバーを介した情報を、庁内のシステムを介して諸税の所管事務で必要な、ここで言ったら今回出た税情報です。これについて取得できると、事務を主管している担当課が税の情報をマイナンバーを介して庁内のシステムを通じて情報をとれる、改めてそれは所得の証明としていただいたりしているわけではございません。

補足といいますか改めて、住民に所得の証明をとっていただくわけではなく、情報をとっていただくというか、所管する事務局の者が情報を取得できるというところでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）庁内連携と他団体との連携との結びつきはどうなんですか。所得証明は他団体に照会するわけであって、だから所得証明を素早くとりたいがための庁内連携というのが、そこがよくわからないです。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）申請者がそもそもともと熊取町に住所地を有している方なのか転入者なのかでも、多分、やり方といいますか、変わってこようかと思えます。今回、情報ネットワークシステムを介して、他団体から転入された方の情報は当然とりますし、その方に所得の証明を持ってきていただく必要はないということでございますし、庁内連携につきましては、もともとマイナンバーを介して既存の住民の所得の証明等は改めてとっていただく必要はない、これは独自利用ではなく法定事務で、例えば情報連携している部分、法で定められた事務につきましては、既存の住民はマイナンバーを介してそれぞれの所管している事務担当課が税情報なりその他必要な情報を取得できますので、そういった方には当然、所得の証明ないしはさまざまな証明をとっていただく必要はないというところでございます。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）委員のご質問されたいことがようやく理解できて、遅くなりました。すみませんでした。

基本的に、庁内連携に係る事務、こちらは法律の第9条第2項で規定されておりますが、同一機関内で特定個人情報の要は移転というんでしょうか、交換を行うことができるというのがいわゆる庁内連携でございます。したがって、税務情報、それから保険年金が必要としている特定個人情報、それを要は内部でやりとりできると。今まで従前も当然やっておったんですけども、この法律の施行以降はきっちりと条例に定めないと、要は庁内連携できなくなったということになっております。ですので、改めて法律で庁内連携で、わかりやすく言いますと保険年金課と税務課の間で課税情報等々の情報をやりとりできるという規定が庁内連携でございます。

ただ、同時に上げさせてもらっている情報連携というのは、他の団体から必要になる情報をとることができるんですけども、その代表的な例として課税証明というのがあるということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）一応わかりました。先ほどから何か所得証明を例にとっておられたんですけどややこしくなったんですが、所得証明のことに関しては、転入してこられた方の所得証明に関しては庁内連携というのは特別に何か有効というわけではないんですね。そういう有効になる場合もございませうか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）先ほど総務部のほうからもご答弁ありましたとおり、税の情報というのが、住民税につきましては1月1日現在住所地が所在する市町村が持っている情報でございますので、転入時点で1月1日時点の情報が本町になれば、情報連携としてとってくる形になるかと思えます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろいろと細かいことをお聞きしましたが、庁内連携ができるということは、住民の方にとって所得証明を持ってこられていなかった方についてもそういった他団体への照会でわかるというふうなこともあるということで、メリットも当然あるんですけども、同時に庁内連携がどんどん進んでいくと、逆に当然のことながら情報流出の危険性も高まると、そういったことも

あろうかと思うんです。そういう点についての配慮というのか、それはきちんと考えておられますか。

委員長（服部脩二君） 巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君） 端的にセキュリティー、情報の漏えいという形の問題かと思えます。まず、3月の議員全員協議会のほうでもお話しさせていただいたかと思うんですけれども、新たな自治体情報セキュリティー対策ということでご説明させていただいたとおりで、まず、情報連携に係る、先ほど言いました平成29年7月開始ということになっておりますので、それに向けて総務省のほうから対策を講じるようにという形のものが出ております。

再度の繰り返しになるかと思うんですけれども、3点、マイナンバー利用事務系の端末からの情報の持ち出し不可設定を図る、情報流出を徹底して防止する、L GWANの接続系ネットワークとインターネット系のネットワーク、こちらについては分割しなさいという指導、都道府県と市町村が協力して自治体セキュリティークラウドを構築して高度なセキュリティー対策を講じること、この3点の指導がございます。こちらにつきまして、今年度当初予算を上げさせていただいたかと思うんですけれども、セキュリティー対策としまして本町で4点対策を講じる方向で今考えております。

本町のほうでは、マイナンバーを使う住基系のネットワーク、あと情報系のネットワークとしましてL GWAN系のネットワークとインターネット系のネットワーク、この3点のネットワークがございます。それぞれでどういった対策を講じるかといいますと、3つのネットワーク全てで情報の持ち出しの不可の設定、制御、これをさせていただくとともに、端末の操作ログの確認と監視、こういった対策をとる方向で考えております。また、マイナンバーを利用する事務系のネットワークにつきましては、それを操作するに当たりまして二要素認証ということで、これまでのIDとパスワードのほかに静脈認証といった認証システムの導入を考えております。あわせて、L GWAN系のネットワークとインターネット系のネットワークの分割、これを進めるということと、さらにはインターネット系のネットワークの端末の仮想化という対策、これをとらせていただくというふうを考えております。

以上です。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君） 次に、議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今回、この条例改正は府の条例に準じて命名も含め改正というところになるかと思うんですけれども、今まで「国際戦略総合特別区域における産業集積」というところだったのが「成長産業特別集積区域」という形が変わっているんです。これによりまして、ちょっと具体的に教えていただきたいんですが、今までこれに基づいて町税につきましても減免措置というのか、そう

いったものがあってこの条例があったかと思うんです。この対象地域というものが今まで従来の条例でしたら京大の原子炉区域内でしたが、今回、条例改正によりましてこの区域は拡大されるのでしょうか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） この条例の改正におきまして、この改正のみで町域全域に広がったというわけではございません。これまでの京都大学原子炉実験所の敷地、いわゆる旧の特区の区域というのはそのまま継続して、この条例の対象区域としては残ってございますが、新たな区域が広がる可能性はございますが、現時点ではどこか具体的にエリアが指定されたというわけではございません。エリアの指定に関しては、大阪府の条例で改めて本町の町域のどこかが、府の条例の規定に応じて対象エリアになった場合は指定されるというところでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。府に基づいて対象区域も拡大の見込みがあるというところですね。

それでは、今回この条例改正する以前の今まで従来の中で、この条例の取り組みを使って町税に対して特例を措置した事業者等ありましたでしょうか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） この5年間、実績はございません。京大の実験所の敷地内であつたりとか、我々がもう一つ持っている条例が少しハードルがもともと高かったところ、具体的にこの条例の導入に当たっても、当時、国際戦略総合特区ができて大阪府を通じて地方税をゼロにしようという、大阪府と足並みをそろえさせていただきたくて、入り口といいますか、箱はご用意させていただいておったところでございますが、実際はハードル等、課題もございまして、現状、実績としてはゼロというところでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） せっかく地方税ゼロというところの条例があつて、また条例改正までして今回踏み込むわけですので、対象とされる事業所がありますように、せっかくの条例ですので絵に描いた餅にならないように推進をしていただきたいと思うんですが、この改正によってどのように、こういう改正をされたというところで、事業所の拡大等PR等、またこういった条例がありますよというところの啓発等を考えておられるのか、教えていただけますか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 実際、この条例、大阪府と足並みをそろえるというところで当時導入させていただいてございます。

当時から、大阪府の条例におきましては新エネルギーであつたりライフサイエンス分野ということで大きく事業分野の規定、その中にまた細かくございました。ただ、本町の特区のエリアとして指定されておりましたのが京都大学原子炉実験所の敷地内、これはあくまでBNCTということでライフサイエンス分野というような位置づけで指定されてございましたので、これまでそこに特化したような状況で、これまでのBNCT研究会、また、この3月に改めて推進協議会と改称して大阪府、京都大学実験所とこれまでも取り組んできたところで、情報があれば当然そういった企業回りも必要と考えてございましたが、実際そこまで、あくまでも研究しているエリアが加速器と薬剤と。しかも、研究している分野もそれぞれが研究施設等をお持ちということで、改めて実験所敷地内に位置するような、今、現段階ではちょっとめどが立たなかったというのが実際なところでございます。

改めて今回、大阪府の条例改正にあわせて、大阪府全域としては本町のBNCT以外でライフサイエンス、新エネというところでそれに特化したような地域がございますので、それぞれ大阪府としては、大阪府全域ではこの特区のみならず、成長産業というカテゴリーで改めてくり直されたところなんですけれども、先ほど申し上げた大阪府が指定するエリアというところでは、改めて指定いただく条件というものもございまして、1ヘクタール以上の敷地が必要であるとか、改めて追加

された新エネ、ライフサイエンスの水素電池であったりとかも、そもそもそういった成長産業の集積を図る区域であるということで、それぞれもともとその地域で研究が進んでいたとか、それなりのシーズというか種があった地域を改めて大阪府が指定するというようなところもございますので、今後、可能性として否定はできないんですけども、やはりあくまで軸足としては、これまで同様のBNCTを軸としたというところは変わらないかと考えてございます。

ですので、大阪府の条例との連動がございまして条例改正をさせていただいております。必要な所要の改正がありますので、しておりますけれども、方向性としてはこれまでどおり、BNCTを軸とした取り組みというところは変わらないかと思っております。ただ、実験所の敷地外にもBNCTの区域をまた指定できるというところは、一歩前進の部分はあろうかと考えてございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そしたら、それをどのようにまた啓発していくかというところのご答弁は今なかったかなというふうに思うんですけども。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 失礼いたしました。

新たな取り組みとしまして、条例改正したことは当然周知してまいりますし、大阪府全体として、本町がこの条例を定めて、これまでも特区に関する条例のチラシ、本町がつくったもの、また大阪府がつくったものには本町の取り組みが記載されておりました。そういったところ、我々のチャンネルよりも大阪府が持っているチャンネルのほうが非常に有効かと思っておりますので、そこは大阪府と連携して、これまでもそうでしたけれども、これからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。エリアを拡大できるように府のほうにもしっかりと、府が認可してくれるように、またそういった働きかけもしながら、エリアを拡大することによって参入して下さる事業者もあるかと思っておりますので、そういった部分をしっかりとPRしていただきながら、地方税ゼロですけども、そういった事業所が来ることによりまして特区としての熊取町としての成長戦略につながってきますので、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。よろしくお願ひしておきます。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君） 次に、議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君） おはようございます。本会議の議案の提案の中で坂上巳生男委員のほうからも一定この説明を受けているんですけども、再度、もう少し詳細に内容を教えていただきたいと思っております。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）すみません、詳細にということはどの部分での詳細にということでございますか。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）本会議でも説明があった内容です。ですから、郵便競争入札の問題から5社に送って3社の辞退があったというような内容をもう一度よろしくをお願いします。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）それでは、経過も含めて説明をさせていただきます。

北保育所大規模修繕工事につきましては、この4月25日に第3回の業者選定委員会を開催いたしまして、業者指名の選定を決定いたしております。これは、等級といたしましては建築一式のB等級の業者を選定することとなっております。まず町内業者を2者、町外業者10者より3者を抽選で選定いたしました。その結果が5者ということでございます。4月27日にはファクスにて指名連絡をいたしました。4月28日には図書を発送、5月11日に質疑の受け付けをいたしまして、5月12日に1者から質疑がありましたので、全社に対しまして回答いたしましたところでございます。

それで、5月26日午前10時に開札を行いましたところ、指名選定者5者に対しまして辞退が3者、応札されたのが2者、無効はなし、同課の裁定ではなく、1者が最低制限額を提示いただきましたので、契約予定業者である株式会社阪南工務店が落札ということになりまして、金額が8,980万6,000円となりました。他の1者、中崑建設株式会社が阪南工務店より高額の金額で入札いたしましたので、阪南工務店が落札者となったものでございます。翌5月27日に仮契約の締結を行ったということでございます。

入札の経過については以上でございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。本会議よりちょっと細かく説明いただいたなというふうに思うんです。

1点は、B等級の町内業者を5者選んでというような説明があったと。じゃないんですか。再度、今の話が細かい話とすれば、町内業者2者に町外業者5者を選んで抽せんにより3者を決めて、5者に決めてこの経過がスタートしたと、こういう整理でよろしいのでしょうか。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）そういうことではなしに、まず建築のB等級に該当する町内業者は2者しかございません。この2者については指名をさせていただくと。入札するに当たりましては5者を選定する必要がございますので、残り3者を指名する必要があるということで、残る業者については町外業者を指名するということでございますが、町外業者が建築B等級では10者あると。10者のうちから3者を抽選で選んで、合計町内業者2者、町外業者3者ということで、都合5者でもってこの入札を行ったということでございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）今の説明でちょっと理解できました。

5者体制で今の新制度で入札をやっているということがこの間ずっと続いていると思うんですけども、今おっしゃった町外業者という形は、よくこのごろ一般質問でも言わせていただいているんですが、熊取町に営業所云々というのは今回全然関係のない業者ですね、確認で。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）町外業者というのは町内に事業所を持たない業者、大阪府内に本店なり支店を持っている業者ということでございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）再度確認しました。

そういう意味で、5者体制で抽せんをするという形で今のルールはやっておって、今回私もちょ

っと奇異に感じるのは、町内でB等級が2者で、ルールにするために3を足したと。その3者があわせて辞退をしてきたと。今までのこの間の経過の中ではそういうことがあったんでしょうか。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） もうちょっと詳しく申し上げますと、町内業者2者を指名いたしましたして、1者辞退しております、町内業者が。都合5者指名いたしました、町外業者3者のうち2者が辞退をされたということで、町内業者1者と町外業者1者、都合2者が応札したということでございます。

過去にそういうことがあったのかということですが、事例としては、ちょっと今手元には統計数値は持っておりませんが、そういうケースもございます。無理に5者にしたんかというふうな、ちょっとそういうニュアンスにもとれたんで、そうじゃなしに、契約規則で5者以上でもって入札するという、これが一番の基本のルールでございますので、5者に満たない場合は5者にするということで、5者ですけれども町内業者が2者しかないということになれば必然的に町外業者3者を選ばせていただいて、5者というふうな形で入札を執行させていただくということでございます。

委員長（服部脩二君） 文野委員。

委員（文野慎治君） きょうの質問のまず詳細をと言ったときに、今、2回か3回目の中ではっきり言うていただいたんで、もう少し詳しくという意味はそういうことやったんで、逆に、無理に5者にしたんかというようなことを私は言っていませんので、ルールに基づいてということで、ぜひそこの点は聞きたいから聞いているわけで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、こういう例が今までもあるということですよ。多分、金額的な問題でこういう我々の総務委員会の中の議案として上がってきていることもあるんですけども、実際皆さん方がずっと今のルールの中でやっておって、今回の3者辞退があって2者による、そして金額が分かれてというような形で、今まで我々が聞いておる大半は、全て価格が同じで入札してきて抽せんというような形が今当たり前のようになっているというふうに思うんですが、そういった点で原課の皆さんの感覚的に、感想はどういうふうにお持ちなんでしょうか。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） 入札の辞退については、本会議でもご答弁させていただきましたように、業者に確認をとるというふうな行為はしておりませんし、辞退届にも理由を書くということは求めておりません。ということで、直接的に業者の方がなぜ辞退をされたのかというのは本町としては把握しておらないということでございますので、こういう場所で想像の話はちょっとできかねます。

ただ、業者にとってはやりやすい工事かどうかというふうなところもあろうかと思ひます。現場がどこであるかとか現場の位置とか、その辺も業者が入札に応じる意欲に影響を与える可能性があるのかなと。あくまでも可能性の話としてお聞きいただきたいんですけども、そういう範囲で辞退をされる、例えば、あと現場代理の方の配置、技術者の配置ができないとかというふうな、そういう人の配置の問題とかというようなことで、いろんな条件が各業者において違ってまいりますので、この業者がどれやとか、この工事についてはどういう理由やというふうなことの特定はしかねるというのが現状でございます。

過去にも最低制限価格以外での応札をされているという、確かに落札の状況を申し上げますと、年に1、2件最低制限以外で落ちるといふぐらいのもので、ほぼ100%に近い率で最低制限価格での落札となっております。それは事実でございますが、その際でも、参加されている業者の方が最低制限価格以外で札を入れられているというふうなことについては、ちょっとお調べさせていただいたんですけども、くじ引きで落札されているのが27年度は全て100%、26年度、25年度についても100%、24年度が98%、23年度が100%、22年度が97%、21年度が95%、20年度が98%というふうな、ごくまれではございますが、くじ引き以外での落札というふうなケースもあるということ

ございます。

委員長（服部脩二君） 文野委員。

委員（文野慎治君） 詳細をありがとうございます。

極めて100に近い数字やから、言葉を選んで言わせていただいたけれど、ほぼ抽せんでなっているというふうな気持ちで捉えておったんです。そういうこと前提で、例えば2者になる、3者になるくじ引きという状況の一つ危惧して、本会議等での質問で抽せんの方法等についても他市ではこうしていますよといったことがあるんですけども、それはもうご理解いただけていると思うんで、また考えていただきたいかなというふうに思うんです。やはり今回、私を含めて数名の議員とも話をしているんですけども、やはりちょっと今までの状況と変わった現象なんかというふうに感じたんで、あえてこの委員会場で言わせていただいているんです。やはり我々熊取町として、また私の立場でいえば熊取町議会議員として、過去に禍根を残す談合事件が発覚した議会の役割として、やはりこれはチェック機能が果たせなかったということの反省の上で今日まで来ています。そのときも含めて、談合事件が発覚する数年前の議会の質問等の内容を見てみると、それに警鐘を鳴らす、今の制度が全て完璧ではない、そういったことを指摘する当時の議会と理事者側の皆さん方との質問等のやりとりが記録として実は残っています。ですから、完璧な制度というのは、これはずっとずっと追求していかなければならないというふうに思うんです。ですから願わくば、きょう現状でこうしてしゃべらせていただいていますけれども、近い将来あるいは遠い将来、あのときのこういうことから何か変わったよねというふうなことがないようにぜひしてほしいという意味で、あえてきょうは言わせていただいています。

先般のトップバッターを務めさせていただいた一般質問の中でも4点目に言わせていただいたんですが、新たな弁護士を迎えて、熊取町として、今もまだ決着がついていない損害賠償請求のことも含めてでありますけれども、ぜひ原課の入札を担当している皆さん方についてもそういう意識を共有していただいて、理事者側の皆さん方も二度とそういうふうなことを起こさないんだという中で知恵を絞って、熊取町のルールというのはもうこれ数年こういう形で経過していますし、談合事件も収拾、あとは回収をどうするんかというところになっているということで、そしてまた業者の方のほうも、言っているように疲弊しているような状況の中で、またぞろグループを組んでこういうような形をしようとか、そういうふうな形のないようにぜひお願いしたいと思うんです。

ですから、今回辞退したような方であるとかそういうことは、この案件が終わったからもうそれはそこで終わりではなくて、やはりそういうデータをずっと、我々も見せてくださいと言ったらすぐ提示していただけるような、これは本来の仕事ではないかもわかれへんけれども、そういう談合ということを起こさないんだという思いを持っていただくような、今回の事例以降、あるいはもつとさかのぼった以降、辞退をしたような方が、これ時間がたっていけば、その人以外がまた辞退をして、その人が浮き上がってきてというようなことが今までの経験上20数年にわたってあったということがはっきりしているんですから、そういう意味合いで、この契約については今のルールの中で皆さん方がおっしゃるような形ですので、これは了解をしたいというふうに思いますけれども、そういったことも踏まえて今後、お互いの分野のほうでアンテナを張っていくというようなことをぜひとも、これはもう要望以外の何でもないんですけども、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） 文野委員がおっしゃっていただいたように、当然我々もそういうことには十分注意を払いながらも、一般質問のご答弁でも申し上げましたとおり、まず競争性、透明性、公平性というのを確保しなければならない。これを確保しつつ、よりよい入札制度を構築していくんだと。だから、今の入札制度がベストだというのは全然思っていません。常にどういふふうな形が、当然社会情勢等もございまして、いろんな状況を判断しながら、どういうのがその時点でのベストなのかということを常に求めていくという姿勢は非常に大事だというのは、これはご

指摘のとおりやと思います。そういう姿勢は常に持ちたいというふうに考えておりますし、常日ごろからそういうことには十分注意を払いながら今後も事務を進めていくということで、まずは29年度に指名の入れかえですか、新たな3年間の登録事務がございます。それに向けてどういうふうな形で今現在こういうふうな改革が検討できるのかということの今作業を進めております。またそれについてもご報告をする機会がございますと思いますので、その辺でまたご説明もしたいと思っております。

その中で、やはり先ほどからおっしゃっていただいている地元業者の方々の育成、振興というふうなことも十分念頭に入れておきながらやっていくというのが大事だということでございますが、そういう談合の発生しない体制、今現在は町外業者を入れているということにおいて、談合の可能性というのをできるだけ低くさせていただいているというふうなことではございますが、それが本当にいい方法なのか等も含めまして検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）もうぜひそういう立場でよろしくお願したいと思うし、やはり我々議会側に対してもそういう情報提供あるいはお互いそういう立場で新しいというか、もうこれは決まった制度、完璧な制度というのはないです、相手もあることやし。そこはやはり時期をおくらせないように我々も知恵を絞って、お互いそういう情報提供をし合いながらやっていきたいと、このように思っていますので、ぜひともよろしくお願いたします。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今の質問に関しては、入札監視委員会等もありますので、そういったところをしっかりと適用していただきたいと思っております。

私のほうは、工事概要について、資料5-1を見ていただきましてちょっと教えていただきたいんですけども、一応北保育所の耐震改修工事、また非構造部材改修工事をやっていただくということで、町内の保育所の耐震化がまだできていない、これによって北保育所ができることによって全ての保育所が耐震化されるというところになるかと思うんです。それに付随しまして改修工事もあります。その工期が来年2月17日になっているんですけども、保育の状態、その間も保育所として開所しているわけなんですけども、その辺の子どもの安全、保育についてどんなふうな体制なのか、ちょっとご説明をお願したいと思っております。

委員長（服部脩二君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）今ご質問がございましたけれども、保育をしながらということで工事を行います。工事につきましては1期、2期という形で分かりますので、その工事をやっている部分については反対側の部分、ちょうど資料5-3の平面図等を見ていただきました場合、上の段におきましては保育室5と4というところの真ん中の部分でちょうど1期、2期という形で分かります。1期のほうは図面でいきますと左からという形になりますけれども、その間につきましては、右側の部分におきまして保育を2歳から5歳児まで継続して行うということで考えてございます。

そのために、今回の工期に合わせまして、運動会等につきましては例年秋にやっているのをちょっと前倒しにさせていただいたりとか、それも昨年度から保護者に対して十分説明を行いながらご理解をいただいた上で、こういったスケジュールを踏まえながら、工期を踏まえながら保育のスケジュールを組んでいるというところでございます。これから、また6月には夏祭りがございますけれども、一旦大きな主要行事はできなくなります。工期が早くなればいんですけれども、基本的に終わった後に2月の生活発表会というものがございます。ですので、多少工期がぎりぎりまでいきましたら、生活発表会につきましては、例年2月の下旬に全ての町立保育所でやっておるんですけども、多少北保育所のほうが練習等も含めまして3月に入る可能性もなきにしもあらずということはあると思います。できるだけ調整しながら、スケジュールどおりにできればいいかなというふう

考えております。

また、職員体制につきましても、当初、正職員の配置につきましても通常のルールよりも1人正職を4月当初は配置するというような対策もとってございますので、万全に、危険のないように、安心・安全に保育ができるようにということで進めてまいりたいと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。1期、2期に分けて安全体制をとっていただきながら、工事のほう、しっかりまた警備等、ガードマンもついていただいてやっていっていただきたいと思います。

トイレのほう、その他の改修工事の中に0、1歳室及び2歳用トイレ兼職員トイレ改修、また既設トイレ改修1式、1式とあるんですけども、このトイレにつきましても洋式化の方向で改修されるのでしょうか。

委員長（服部脩二君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 基本的には、新たに設置する分につきましては洋式でございます。また、5-3の平面図等を見ていただけたらと思うんですけども、既設のトイレがございます。左手のほうにWC1、真ん中より少し右手にWC2、これは既設のトイレでございます。小便器と大便器がございます。大便器につきましては今現状、一部しか洋式がないんですけども、これを、今10基合わせてあるんですけども、1つだけを除いて全て洋式化という形に考えております。1つにつきましては、いろいろご家庭の事情とかも含めたりとか、和式でしかできないというような子もいらっしゃると思うので、とりあえず1つは残しておこうというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君） 資料5-1の工事概要で、耐震改修工事のその他改修1式はどのような工事になりますか。

委員長（服部脩二君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） その他の部分には、耐震改修に伴いまして一部建物を解体する場合がありますので、その復旧というようなものが主なものでございます。

委員長（服部脩二君） 坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君） あと、屋根面水平ブレスと、はり面の水平ブレス1式となっているので、どこに何カ所入るのかちょっとわからないので。

委員長（服部脩二君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） では順番に、屋根面水平ブレス補強と申しますのとはり面水平ブレス補強、2項目挙げてございます。建物が鉄骨造ですので、建物の柱とはりが地面に対してコの字を下に向けるような状態で建っています。はりの面、それから屋根を支えるへの字の部分が上にあります。それを上から見た場合に、升目の状態に多分見えてくるのではないかと。廊下と教室を升目に区切ったような状態に見えてきます。基本的に、その升目に屋根面とはりと同じ高さのところでバツ印の筋交いを全数入れるというような形になります。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第57号 工事請負契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君）次に、議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）9ページのところで地域福祉・子育て支援交付金144万2,000円、これについてはCSW1名増員に関するものだというふうにご説明を受けました。そして、13ページのところで中ほど、コミュニティソーシャルワーカー配置事業、ここで非常勤職員報酬179万円ということが出ております。このことに関してご説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君）歳入と歳出額の差異についてということではよろしいでしょうか。はい。

地域福祉・子育て支援交付金につきましては、大阪府のほうからいただくお金なんですけれども、こちらにつきましては各市町村ごとの人口割や調整率、または事業費によりまして配分される仕組みとなっております。今回、コミュニティソーシャルワーカーの配置事業で179万3,000円増となるんですけれども、それを事業費案分、27年度の実績をもとに事業費に対する歳入、その率を現状に掛けて推定いたしますと、今回、事業費がふえる分に対して地域福祉・子育て支援交付金で受ける分が割合、案分とかした形ですと少なくなるというところで、歳入と歳出の額のほうに差異が出ております。

子育て交付金につきましては、充当する順番というのを決めておまして、まずはCSW事業につきましては100%充当するというような形ですけれども、小地域のネットワーク活動推進事業のほうは後で充てるというような形で、今回その分のほうが一般財源扱いというか、そういう形になりますので、歳入歳出の割合がちよっと変わってきているということでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）歳入歳出の食い違いについてのご説明をいただきましたが、金額的なことはさておき、私がちょっと確認したいのは、予算の段階でたしかお聞きしたと思うんですが、コミュニティソーシャルワーカーを今年度1名増員と。増員については私どもずっと要求しておったんですが、2名体制になってすごく強化されるのかなと思いきや、そうではなくて、結局これまで週5日来ていただいてきた方を2人に分けて、週4日と1日に分けて2名体制とするというふうなことで、予算の段階でご説明をいただきました。

今回の補正は、そのこととの関係でいうと現状変わらないのか、それとも1名増員は実質的に1名ふえるのか、その辺はどうなんですか。

委員長（服部脩二君）藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君）今回のこちらの補正によりましてコミュニティソーシャルワーカーを1名増員いたしまして、相談体制の拡充を図りたいというところでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、基本的に毎日2名ということになるということではいいんですか。

委員長（服部脩二君）藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君）2名が4日間、週4日の勤務になります。ですので、1週間のうち3日間は一応2人体制となるような形になりまして、あと2日につきましては、休みのかげんでCSWは1名ずつという形になることです。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。週4日勤務のCSWを2名雇用するという形態に変わるということですね。週3日は必ず2名体制でいると、週2日は1名の場合もあるということ、週4日勤務ということであっても結局、実質的に前年度に比べれば大幅に強化されたという形になったということで、その辺については私どももずっと要望してまいりましたし、CSWが強化されたということで、その点は大いに評価したいと思います。その辺をまず確認させていただきました。ありがと

うございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）9ページの歳入のところの補正で、子ども・子育て支援交付金、国の分と府の分とありますね、国支出金と府の支出金の分で。その分と、それとあわせて同じように下の妊娠・出産包括支援事業費補助金、これについてご説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君）国庫支出金のほうと府支出金のほうのそれぞれの子ども・子育て支援交付金でございます。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援制度の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられてございます利用者支援事業、いわゆる母子保健型、また別名子育て世代包括支援センターと呼んでございます。こちらにつきましては、その事業に関する経費ということで非常勤の職員の報酬、歳出のほうでいきますと15ページの母子保健事業の非常勤の職員報酬175万2,000円、これは保健師でございます。この部分の国が3分の1、府のほうは3分の1ということで、歳入に3分の1ずつということで計上させていただいております。

次に、同じく国庫のほうの妊娠・出産包括支援事業費補助金、こちらにつきましては、本年4月から実施してございます産後2週間サポート事業に係る経費、こちらにつきましては当初予算115万4,000円を計上させていただいております。その部分の国庫補助率2分の1、57万7,000円を今回歳入として計上させていただきました。こちらの事業につきましては、利用者支援事業がいわゆる母子保健型を実施することによってこの国庫補助が受けられるということで今回説明をさせていただいておたんですけれども、実はその直後、5月なんですけれども、法上は特に必須という言葉は、国のほうの要綱から削除されております。削除されましたけれども、ただし、子育て世代包括支援センターというようなどころの取り組みは当然しなければならないといったところで、必須というところの語は消えてございます。ただ今回、うちのほうは6月の補正予算を利用した支援事業、母子保健型実施ということになっておりますので、それにあわせて計上させていただいたという内容のものでございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）よくわかりました。妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援をというところで、まず子ども・子育て支援交付金を活用して利用者支援事業が実施できたというところでございますけれども、今言う子育て世代包括支援センターという、ネウボラですね、いわゆる。そういったものが形としてできたというところで、保健師を配置してそういった体制ができたというところなんですけれども、実際そのセンター、箱物ではないんですけれども、担当課というところがあるかと思うんですが、その部署、保健師が配置され支援計画等を作成する、それぞれの地域の保健師と連携しながらそういった支援計画等をつくりながら、子育てしているお母さんにいろいろ支援していく、サポートしていくというものです。そのセンター、しっかりとここがそうですよという位置づけみたいなもの、表示的なもの、そういったものを考えておられますか。どこですかというところです。

委員長（服部脩二君）木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君）こちらのセンターは、委員おっしゃいますように、特に箱物で別に部署を設けるとかということはありませんで、町のふれあいセンター2階にございます我々子育て支援課の母子保健業務を担っている、そちらのほうはセンターの機能を担うというところで、委員おっしゃっていただきましたように、やはり妊娠、特に出産期を中心に、母子保健の専門的知識を有します保健師が総合的な相談の窓口になるというところでございます。

今回、保健師の新たな募集ということもございまして、体制的にはこの8月から本格的に実施をしていきたいというふうに考えているところでございまして、今のところは特に今の事務所にセンターをあけるということは考えておらないんですけれども、その辺はまたもうちょっと検討していきたいというふうに考えてございまして、国のほうも特に説明では、そういう看板は必要ないとい

うことで我々も聞いておまして、近隣のほうでも特にそういう看板を上げているとかいうのも私、まだ聞き及んでおりませんので、またその辺もちょっと調べまして検討していきたいというふうに思っております。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） やっぴりお母さんたちが気軽にここに相談に行ったらいいんやなとわかるようなそういう表示、別に看板は大したものじゃなくてもいいと思います。模造紙に書いてでもいいと思うんです。かわいく、ここでご相談してくださいという形で表示等あれば、ここがその窓口になっているんだと、そういうことがわかるような表示等、せつかく立ち上げたんですから、切れ目のない支援ということで熊取町は本当に子育てに優しいまちづくりをやっているんやなというのが目に見える形で、人というのは、いてても見えませんので、そこにそういう人たちがいて、そういう支援をしているんですよ、そういうセンターがあるんですよというのが、赤ちゃんを連れてふれあいセンターにお母さんたちは行きますので、そういったときに、あ、ここで聞いたらいいんやなとわかるような、国のわざわざそういった指導のあるない関係なしに、みずからそういうことも考えていただいたらなと思いますので、提案させていただきました。

それと、先ほどの下の妊娠・出産包括支援事業費の産後2週間サポート事業というところ、今回これが、利用者支援事業をすることによりまして国の補助金が2分の1いただけるというところになったわけなんですけれども、4月1日から実施されて、実際この制度、事業の利用券を利用した人というのは何人いらっしゃいますか。

委員長（服部脩二君） 木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君） まず、センターのほう、私ちょっとかた苦しい答弁で申しわけございません。委員いいものをおっしゃっていただいておりますので、できるだけそういった妊娠・出産期ご不安な方に来ていただけるように、何らかの形で表示させていただきます。申しわけございません。

産後2週間サポート事業のほうでございますけれども、実績といいますか、各医療機関から請求、利用券の送付があるわけなんですけれども、これは受診された日にもよると思いますので、4月は7件、5月が21件ということで報告が来てございます。その中で、利用券をご利用いただくときに赤ちゃんへの気持ち質問票ということで、お母さんのいわゆる産後鬱の状態を調べるというところで質問票にご記入いただいておりますけれども、その中で、4月、5月の中では実は1件、赤ちゃんの気持ち質問票という中で、例えば赤ちゃんが余りかわいく感じないとかいったような方がいらっしゃいました。そういった方については事前に、利用券が届く前にすぐ医療機関のほうから各市町のほうにご連絡をいただくというルールになってございますので、その方につきましては既にうちの保健師のほうで訪問、電話等で対応しているといったような状況でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。本当に7件、21件とたくさんの方が利用されているというところ、本当にこの事業ができてよかったなというふうに思っております。またそういったリスクのあるお母さんに対してはしっかりとフォローをお願いしたいと思います。

今、この分は3市3町の広域で始まった事業です。もう本当に今、もっと大変な方につきましてはもう少ししっかりとフォローしていかなければならない、サポートしていかなければならないということで、日帰りや宿泊の体制についても3市3町で取り組みを検討していただきたいと思います。ということを要望しておりますが、そういったことについての検討は進んでおられますでしょうか。

委員長（服部脩二君） 木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君） 委員もおっしゃっております宿泊型等の産後ケアの事業でございますけれども、こちらにつきましても、今までご答弁させていただいておりますとおり引き続き、当然うちのほうに産科医はございませんので、3市3町で取り組むということでの意思統一はできてございます。まだ今年度入ったばかりで具体的内容というのは出ておりませんが、実際まだ今現在は

事務レベルで協議を行っているといったような状況でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。またしっかりと医師会も入って検討、協力等そういった体制、3市3町でしっかり検討していただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

もう1点だけ、すみません、下の段の大阪府自殺対策強化事業交付金16万4,000円ですが、10分の10補助ということで、この分についてご説明をお願いします。

委員長（服部脩二君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） それでは、自殺対策強化事業の交付金を活用した事業について説明させていただきます。

今回させていただく交付金を活用してのものでございますが、まずは役場や相談窓口の相談員に対するネットワークを図っていききたいということで、事例検討を行っていくに際しまして講師の先生を呼びたいというお金をそちらのほうで一応4万円計上させていただいております。また、役場の中の相談できる窓口のガイドブックというのを作成しているんですけども、それが部署の変更等で変更が生じておりますので、それを改正して作成させていただくのと、自殺予防に対するポスターも掲示させていただいて、公共機関等に張っていただくようなものと考えております。

また1点、謝礼金といたしましては、若年層への取り組みということで2つ考えております。一つは、子育て中の親御さんであるとかを対象とした一般住民の皆様向けの講演会を行いたいというのも考えて、今計画中でございます。あともう1点、若年層の方が少しでも心のケアについて検討していただけるようにということで、こころの体温計というシステムを例えば携帯電話であるとか、あとインターネットを通じてパソコンから自分の心の状態を軽く簡単に見ることができるシステムを導入いたしまして、講演会等でもこのような取り組みがあるということを一般の皆様にも周知しながら活用していただけるようにという取り組みにこの補助金を活用させていただきます。

内容としては以上になります。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。さっき10分の10と間違っすみません、補助率。

自殺対策強化事業交付金を活用して、出のほうでも載っていて今の説明もあつたんですけども、こころの体温計、以前ずっと一般質問の中で23年6月議会で訴え、そしてずっと毎年の予算要望の中で、やっぱり鬱の方、ひきこもりになっている若い方、またそういったことになる手前の人たちにいかに受診を促し、また、その人たちの何か相談窓口を設定できないかというところで、こころの体温計というものを以前から要望してまいりまして、今回やっと補正予算の中でつけていただけたかなというふうに思います。府のほうの補助金の対象メニューになったから今回これを載せていただいたのかなというふうに思うわけなんですけれども、今言ったこころの体温計メニュー、取り組んでいる自治体が今、豊中市、寝屋川市、高石市、和泉市、枚方市と5市だけですよね。府内でも熊取町も取り組んでいただけるところなんです。

こころの体温計、先ほどスマホ等というところなんですけど、いろんなモードがあると思うんです。本人、また家族、今、子育てと言っていましたから赤ちゃんママモード、アルコール依存症の方もありますのでアルコールチェックモードとかいろんなモードがあるんですけど、こういったモードを導入するように予定しておられますか。

委員長（服部脩二君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） モードの内容につきましては、まだ業者と今詰めているところでございます。できるだけやはり子育て支援の分の若年層の方への活動ということも考えておりますので、赤ちゃんママモードの部分とかはぜひ入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。それぞれが自分で簡単にストレス度をチェックできる、家族もまた

わかってあげられる、そういった優しい気持ちになってあげられることに気づいてあげられるというもので必要なものだと思いますので、またしっかりといろいろなモードを入れて取り組んでいただきたいと思うんですが、これにつきましてはホームページから検索するんですか。わかりやすいようにしていただきたいと思います。バナーで張りつけるとかそういったこととか、また今、講演会をやると言っていました、その講演会でこういったことができるというチラシ、こんなチラシがあるかと思うんですが、これはちょっとコピーなんで小さいですが、こういったやっているとというチラシを配布するとか、そういったことも考えておられますでしょうか。

委員長（服部脩二君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）やはりせっかくの取り組みですので多くの方というふうを考えておりますので、いろんな機会を活用しながらPRに努めたいと思っています。ポスターと相談窓口のリーフレット等にもつけさせていただきたい。講演会のチラシにもこういうのがありますというのを、講演会のチラシをまくことでの周知ということもあわせて考えていきたいと思っております。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。よろしく願いしておきます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）9ページ、地方創生加速化交付金なんですが、附属資料を見ていると1,590万円が熊取創生のプラットフォーム事業に、600万円が泉州のDMO観光誘致の事業負担金というふうな形で、これ17ページにも載っておるんです。泉州DMO観光誘致のこと、この辺をちょっと詳しく説明いただけますか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）泉州観光DMOに関しましては、当初我々も想定していませんでした。実際、議員の皆様にもご紹介させていただいたのは本町独自の取り組みだったかと思えます。

ただ、泉州観光プロモーション推進協議会並びに関西国際空港推進協議会、どちらも9市4町、堺市以南の首長が組織として取り組まれている中で、こういった関空を拠点とした泉州におけるDMOを検討していこうというような機運がございまして、加速化交付金2次募集については全団体が広域の中で交付金を請求できなくて、2次募集に関しても1次でもう既に交付金を受けている団体はだめというようなこともございまして、当初、高石市を筆頭に検討を進めている中で本町にもお声がかかりまして、本町は1次は不採択、2次は独自の分だけを請求しておりましたので、我々としてはまだ申請できる枠があるということで、足並みをそろえさせていただくという前提で急遽、こちらの広域の取り組みにも参加させていただいたというところでございます。

委員長（服部脩二君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）9市4町で関西空港を拠点としたような観光事業に使えるというような形なんですか。9市4町ということは堺市以南ですね。そこは大体同じような金額というのは、やはり人口別とかでいろいろ交付はされているんですか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）今回は観光DMOの立ち上げに係る調査、研究というところの事業でございまして。この事業費につきましては2,400万円かかるというところの中で、今回エントリーできた団体が本町を含めて4市町、高石市、岸和田市、忠岡町と本町ということで、単純に4団体で割りまして600万円ずつ国に申請しているところでございます。

委員長（服部脩二君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）そしたら、合計2,400万円とおっしゃっていましたが、これは要するに立ち上げに係るような金額に充当するというふうな形でいいんですか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）立ち上げに向けての調査研究でございまして。

委員長（服部脩二君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）4つの団体が600万円ずつ申請して、もらっているというふうな形なんですね。今後、これというのはずっと活用できるんですか。調査研究だけではなくて、9市4町でそういうふうな観光を一つにするときのプロモーションに使えるとか、そういうふうなことではないんですか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）加速化交付金に関しましては、今回27年度の補正予算で出ている分ですので、繰り越しておりますので28年度で一旦終了かと思えます。今回、立ち上げが調査研究の中で見えてまいりましたら、ほかの今回改めて出てきます新型交付金、推進交付金なのか、そのほかの観光に関する補助金、交付金、そういったものもあろうかと思えますので、それに組み込んでいくと、そういった部分を含めた調査研究かと思えます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）13ページの防犯事業で、これは防犯カメラ10台というのが載っていますけれども、今検討されている機材のスペックとか、どんなものを検討されているか教えてください。

委員長（服部脩二君）野津危機管理課長。

危機管理課長（野津 恵君）委員おっしゃるとおり、今回、防犯カメラの設置ということで機械器具費を予算措置させていただいております。

機種ですけれども、無線通信式の防犯カメラということで考えてございまして、これまではSDカードに画像を記録して、犯罪の照会、犯罪といいますか警察からのデータ照会がありますと、一々脚立等を運んでカードを取り出して、その場でパソコンを持って行って日時等の確認をしてというような手間といいますか、労力を要しておったんですけれども、時間も1回行けば3時間ぐらいかかるというようなこともございまして、捜査上も、また職員の負担も勘案しまして、無線通信式ということであればWi-Fiでもってそのカメラからデータを一定通信という形で発信できまして、データカードを取り出さずとも近く、大体10メートル、20メートルぐらいのところ付近寄ればノートパソコンからデータを取得することができるという形式のカメラを今回想定してございませぬ。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）じゃ、今回新しくつく10台の分に関しては、町の職員がその場に行かなくても警察が勝手にデータをとってくれるというところまで話はできていますか。

委員長（服部脩二君）野津危機管理課長。

危機管理課長（野津 恵君）現在のところは、まだそこまでの調整までは至っておりません。これは、あくまで現在、予算の審議をいただいているところですので、今後この予算案を可決いただいた後に、そういった委員ご指摘のような警察との協定等の締結に基づいて迅速に、例えば夜間であったり土日であったりについても、警察のほうで独自に現場、カメラの近くに行ってデータをとれるような措置をとりたいということで、事務局としては考えてございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）無線通信方式の機種を選んだ理由というのは、警察が単独でとりに行っていけるようにというふうなところで無線を選んだんでしょうか。

委員長（服部脩二君）野津危機管理課長。

危機管理課長（野津 恵君）そういった点もございませぬ。警察のほうに一定、今申し上げたような独自でデータを取得するようなことを協定等に基づいて実施する場合、警察サイドもある程度スペックといいますか、機種のなものについての一定の要望もございませぬのと、昨今、皆さんご存じのとおり、各自治体においては防犯カメラの設置事業というのに取り組んでいるところが多い中で、無線

通信式のカメラを導入するところが一般的になってきているという事情も、その点も両方勘案しまして今回の機種ということで考えているものでございます。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）これ、SDカードのほうやったら1台分の費用はもう少し安くなって、ことし10台ということですけども、もしかしたら倍ぐらいの数を確保できるかもしれないというところで、SDカードのほうで警察と協定締結というふうな方向の考えはないですか。

委員長（服部脩二君）野津危機管理課長。

危機管理課長（野津 恵君）既に本町で設置している防犯カメラについてはSDカード形式の機種になっておりまして、今回設置するカメラが無線通信式になってもSDカードは残っていますので、そういう点も勘案しますと、我々の思いとしては、SDカード形式のものを含めて全部のカメラについて警察のほうでその協定で対応していただきたいという思いはございますけれども、それは今後これから話を詰めていく部分でございまして、事務局としてはそれも含めて話は進めたいと考えております。それが前向きに話が進めば、委員のおっしゃるような部分で、SDカードでもってもう少し台数をふやしたいというところも考える余地が出ます。

ただ、警察のほうにしても、たくさん台数がふえてもSDカードのカメラでふえて、どこへ行くにしても結局脚立を持って行って3時間ほどかかるようなカメラとなればちょっとちゅうちよするんだらうなという予測はしておりますけれども、話はできるだけ進めたいと思っております。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）今のお話で関連ですけれども、防犯カメラの設置で重要なのは何ですか。警察がデータを処理するのが便利なのが重要なんでしょうか。熊取町は防犯カメラの数が非常に少ないですよ。その中で、防犯カメラを設置する数の問題が一番重要だと思います。箕面市なんか25万円ぐらいのカメラをつけていますやん。それで警察が言うから46万円のカメラをつけなあかなくて、これ非常に考え方がおかしい。防犯よりも警察のデータ取りを主体にする、これはどういう方向性なのか、本当に感覚を疑います。熊取町は0台しかないのに10台しかふやせない、じゃ今後、町長、これどういう計画で防犯カメラを設置していくんですか。こういう46万円のカメラをふやしていくというのは、ことし10台、それ以降どうなるんですか。やはり20台にふやしていく、数をふやしていくのを最重点課題に置くべきじゃないんですか。これ、ことし10台、あとどうなんですか。46万円のカメラをそうやって設置していくんですわ。子どもたちが不安じゃない、警察のデータが取りにくいからということで46万円やら、これ非常におかしな安全対策にならないですか。町長、これどうお考えですか。

委員長（服部脩二君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）ちょっと補足させていただきます。

カメラのほうは、28年度の補正予算で10台今回要求させていただいております。全体計画としては、29年度にさらに40台を目安に、都合50台の今回計画をしております。考え方としては、今、議長がおっしゃられるような点、確かに迅速性等も大事ですけども、やはり一方では経済性等も考えるべき。ただ、連携ということで、警察と、あと自治会も含めて協定等を結んでいくような流れになろうかと考えております。

今回は5小学校区ごとにまず重点的な部分ということで、学校なりあるいは自治会のご意見等もいただいて、まず特に重要な、各校区でつかんでいる最も危険と思われる、要は必要と思われる箇所等は意見を聞いて、迅速に動けるのはWi-Fi対応の分でいこうと考えております。ただ、来年度の40台については、これは事前に今年度早々に各39自治会に実ほどの程度設置の要望があるか確認いたしました。ただ、必要ないというところから10台を超えてのところとかかなりばらつきがありましたので、まずは来年度、各自治会のほうに、39自治会がありますので、29年度は40台というのはそういうふうな根拠でやっております。ただ、この場合も、迅速に動く部分、警察との最重要な部分は28年度にWi-Fiで対応いたしますけれども、来年度の分についてはできる限り、経

済性等もございますので従来型の分を中心に、警察あるいは自治会のほうとも協議を進めていく基本的な考え方はございます。

今ご指摘いただいた点は非常に重要なことだと思いますので、我々もその点、経済的な面等を考え、一方では捜査等の迅速性等も考えて、総合的に今後検討したいと思います。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）今、ご検討いただくということで、非常に重要だと思うんですけども、今、大阪府下全体で防犯カメラがどれぐらいあって、無線化されているものがどれぐらいあるかということ考えた場合に、今、熊取町が本当に防犯カメラが少ない中で、防犯カメラをふやさないといけないということが最重要事項であるということ十分に考えていただいて、もちろん警察との連携も重要ですけども、大阪府下の状況、それからこの近辺の状況を考えて、ぜひ数を多くふやせるようにご検討をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）野津危機管理課長。

危機管理課長（野津 恵君）すみません、一応台数の件で補足だけ説明させていただきます。

台数の考え方につきましては先ほど部長から申し上げたとおりなのですが、最終的には熊取町としては50台を整備したいと考える中で、カメラの台数は確かに各自治体によってばらばらで、箕面市なんかであれば非常にたくさん設置しております。どうやって比べるか考えたときに、じゃ1台当たり人口どれぐらいいてるんかということで比較いたしますと、現在は熊取町は8台ということで、非常に順位的には低くなってきますけれども、これが50台設置後には大体人口的には1台当たり800人弱ぐらいのニーズになってきて、順位でいいますと21番目ぐらい、ちょうど真ん中のレベルになってくるということでご理解いただきたいと思います。

ただ、今後の自治体の計画を見越してございませぬので、そこは見据えていく必要がございませぬけれども、一定、台数が低いという状態からは、町としては抜け出すことで考えているということをご理解いただきたいと思います。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）17ページをお願いします。

スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、今回1人増員ということで、3月議会のときにうちの二見議員が一般質問した件ですが、今回、町でスクールソーシャルワーカー1人登用というところの、どこの学校に配置されるのか、ちょっとその辺のご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）安田学校教育課参事。

学校教育課参事（安田辰弥君）スクールソーシャルワーカー活用事業についてでございます。

1名増員ということで、こちらのほうは、現在2名を熊取中学校区に1名、それから熊取北中学校区に1名配置しておりますので、続きまして熊取南中学校区に1名配置と考えてございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

ことはそしたら熊中と北中に配置。前は小学校に1名でしたよね。予算の委員会の際に聞いたときには中央小学校と北中に1名配置されていたと思うんですけど、28年度は中学校にそれぞれ配置されているということになるわけなんですか。小学校はそしたらどうなるんですか。

委員長（服部脩二君）安田学校教育課参事。

学校教育課参事（安田辰弥君）先ほどの私の答弁ですけども、中学校区ということでお考えください。

現在28年度なんですけれども、28年度につきましては中央小学校のほうに1名、それから熊取北中学校と北小学校のほうに1名、現在は配置しております。熊取北中学校と北小学校のほうは曜日を分けて配置している状況です。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっとすみません、中央小学校に1名、北中に1名ですね。

（「はい」の声あり）

委員（渡辺豊子君）北中と北小を担当しているということですか。

（「そうです」の声あり）

委員（渡辺豊子君）それで1名。

（「はい」の声あり）

委員（渡辺豊子君）今回は、もう一人増員の分は南中学校区、だから南中学校区やから、あと東小と南小を担当するというので1名配置というところですか。わかりました。

一応そういうので配置していただけるというところですが、この間の予算委員会でも聞きましたときに、不登校児がすごく中学校には多いというところで、27年度は25名中学校にいたというふうに答弁があったと思うんですけども、その分につきまして、3校で単純に割っても8名が不登校というところで、各校によってばらつきはあるかと思うんですが、そういった各家庭や不登校になっている子どもに対しましてしっかりとスクールソーシャルワーカーが対応していただきたいと思うんです。その辺のところ、人員等もあるかと思うんですけども、これは予算が確定されてからと思うんですが、ちゃんと対応できる人というものは準備できているんでしょうか。

委員長（服部脩二君）安田学校教育課参事。

学校教育課参事（安田辰弥君）今回この補正予算をご承認いただきましたら、鋭意探してまいります。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）よろしく願いしておきます。

委員長（服部脩二君）阪口委員。

委員（阪口 均君）11ページの総合計画策定事業について具体的に説明いただきたいです。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）今回11ページで計上させていただいております総合計画策定事業588万円につきましては、28年度の予算としまして、まず総合計画審議会の委員の報酬、条例上25名までと決まっておりますので、このうち町の職員であったり府の職員であったりということもございまして、今のところ23名の予算、委員長を含めてです。を5回分会議できる前提で一旦とらせていただいております。多少、枠というところもございまして、5回分という形で計上してございます。

報償金につきましては、まちづくり懇話会にご参画いただきます方々への報償金としまして16名分の5回分を一旦計上させていただいております。また費用弁償、旅費としましては、そういった参画いただく方の費用弁償として、これも一定の枠としてとらせていただいております。あと需用費、消耗品費、食糧費につきましては、総合計画策定における必要な消耗品と、会議で賄うお茶等の食糧費、また委託料としまして計画策定委託料としまして、一部債務負担も起こさせていただいておりますので、28年度は432万円、合わせて29年度に債務負担を起している分432万円と、合計コンサルへの業務委託としまして最終的には864万円を今のところ予算として見ておりますが、予算が確定しましたら業務委託、入札等業務提案も含めて実際に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）阪口委員。

委員（阪口 均君）23名の方の選定基準、それと16名の人の選定基準というのはどのようになっていますか。

委員長（服部脩二君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君）総合計画審議会条例におきまして25名というところの中で、現状、条例上は1号委員としまして町議会議員、2号としまして住民代表、3号としまして学識経験を有する者、第4号としまして町及び関係行政機関の職員ということで、この枠をもって現状の条例は策定されておりますので、この中から25名という上限だけ設けているところでございます。

ただ、先日の議員全員協議会でもご説明したように、審議会ないしは議会の議決等を含めた議会とのあり方ということは、今後、9月議会の条例改正も含めて早目に協議してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

また、懇話会につきましては住民代表、住民の方々を中心として、総合計画の方向性を決めるに当たってさまざまなご意見をいただくというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） 住民代表になる16名はその都度ですか、それとも固定ですか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） こちらは、パブリックモニターも含めて公募をかけさせていただいた中で決めていきたいというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） それから、あとスケジュール等その内容の部分、それについてちょっと触れていただきたいですけれども。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 第4次総合計画のスタート年度が平成30年度という形になりますので、最終的には28、29、2カ年かけて策定してまいるところでございます。28年度は準備行為、これまでの計画の振り返りであったり、また総合計画審議会、まちづくり懇話会を立ち上げて、その準備に取りかかっていくところでございます。年度内には、基本方針の基本構想の案を決めるところまでは持っていきたいと。29年度におきましては基本計画、実施計画をより具体化させていくような中で計画をつくってございます。

何分、先ほど言いました9月議会に向けてちょっと協議して調整していかなければいけない部分がございますので、より細かい工程につきましてはまたそれが決定した段階で落としていきたいと考えてございますが、大きなところでは先ほど申し上げたところでご理解いただければと思っております。

委員長（服部脩二君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） 理解できました。

あと続けて、その下のシティプロモーション事業、PR動画ですよ。これ、以前に学生を集めてという説明を受けたんですけれども、そこら辺のメンバー構成であったりとか、これもスケジュールであったりとか詳細がわかれば教えてください。

委員長（服部脩二君） 奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君） こちらのシティプロモーション推進事業でございますけれども、予算が承認されましたら7月にまず業者をプロポーザルで決定したいというふうに考えてございます。これで大体業者が確定いたしましたら大学生というところなんですけれども、これは町内にある大学生を中心に数名、この策定の委員というか、策定作業をしていただく中に入らせていただきまして、それで最終につきましては、28年度予算ということでございますので、今年度末であります3月31日までには業務を完了すると、そういったスケジュールで今のところ考えておるところでございます。

委員長（服部脩二君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） メンバーを大学生に今のところ絞っているというふうに聞こえるんですけれども、これはどうしてもそこに焦点を当てていきたいということですか。私らの考えでいくと、住民として転入を計画されている人にそういう気持ちによりなってもらいたいというふうに考えると、やはり子どもを持っている親御さんがその中に入ってくるとか、まだ子どもはいないけれども夫婦2人の家庭のメンバーがこの中に入ってくるとかということがもっと重要なことかなというふうな気がするんですけれども、そこら辺ちょっと説明いただけますか。

委員長（服部脩二君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）こちらは加速化交付金を申請しているところでございます。本町の特徴である大学生を中心にといたところでございますけれども、同時にプラットフォームというところで利害関係者というところで、例えば先ほど委員おっしゃりました子育てをしているお母さん方でもありますとか、あるいは一例でございますと観光協会とか農業関係者であるとか、そういったところもたてつけ上は入ってございますので、広くそういった方にもこの事業に携わっていただいて、よりいいものをつくっていききたいというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君）阪口委員。

委員（阪口 均君）大学生は今現在どこら辺の大学生で、あるいは熊取の4大学以外の熊取在住の大学生も入ってくるというふうに聞いていますけれども、そこら辺の絞り込みみたいなものはあるんですか。というのは、よほどやる気がない大学生じゃないと我々の意向に沿ったものができると思えないんですよ。だから、そこら辺をどういう大学生を絞り込んでいきたいとかいうふうな思いがあるならば聞かせてほしいと思います。

委員長（服部脩二君）ちょっと待ってください。

正午になりましたが、このまま議事を続けますので、ご了承願います。奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）大学生ですけれども、まずは町内にあります大学生というところも含めまして、町内に住んでおられる大学生を公募みたいな形で募集させていただいて、その中で当然やる気のあるような方、いいものをつくってくれる意欲のある方を選んでいきたいというふうに考えてございます。また、必要に応じて町内の大学のほうにもちょっと情報というんですか、人材を紹介いただくようなところも踏まえてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長（服部脩二君）阪口委員。

委員（阪口 均君）この人選次第で成功する、あるいは失敗する、極端に見えてくると思います。やはり、やる気のある人が集まってくれるのととりあえずやってみたいなという人が集まってくれるのではもう大きな差があると思いますので、ぜひそこら辺は、非常に難しい部分だと思っておりますけれども、厳選してそういう方に集まっていたらいいようなPRとかプロモーションをしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）1点だけです。13ページ、総務費の2つ目、地区助成事業、小垣内の公民館改修ということ聞かせていただいたんですが、関連なんですけれども、各地区には老人憩いの家がございいます。予算の出どころがまた違うのかなと思うんですが、そっちのほうをついでに教えていただけたらありがたいと思います。

委員長（服部脩二君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）老人憩いの家については健康・いきいき高齢課が担当となります。

老人憩いの家につきましては、もう建ち始めて年代もたっておりますので、あり方につきまして検討していきたいということで今準備を進めているところでございます。ある一定まとまりましたら、またお示しさせていただきたいと考えております。

委員長（服部脩二君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっと補足です。

老人憩いの家につきましては、修繕料とかは当初予算のほうで予算化しております。ですので、今、課長も申し上げましたけれども、状況によっては区長、また地域の方と相談しながら臨機応変に対応しているというのが現状です。ただ、年数もたっておりますので、根本的な考え方、これの整理をやった上でまたお示しできればなというところはさっき課長が申し上げましたとおりでござ

います。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。ぜひ検討願いたいと思います。

本当に古くなっていて、例えば自治会の区長の選ばれ方とかいうのもそれぞれ特徴がありまして、1年交代とか、私どものほうでは抽せんとかそういった形の中で公民館、老人憩いの家というような関係のあれが、よく役所の中での予算の出どころというのは今で確認できましたけれども、やはりどこも老朽化してしまっていて、こういうちょっと改修してほしいなというような話はもちろんあるし、そもそも位置づけというのは、今、課長のほうからのご説明があったように、それはそれできっちり整理をしていただきたいと思います。

それともう一つは、今、町長のマニフェスト等にもあったかと思うんですが、耐震化とかそういったこともあわせて町全体の中でそこは整合性を持ってやっていかないとかなんかところもありますので、ぜひ、あり方の議論と、それと現実の状況と区長会等で上がってくる意見等を丁寧に説明、また理解、現場も見ていただいて整合性を持って今後とも進めていっていただきたい、このように要望しておきます。ありがとうございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっと簡単にいきますので、すみません。

15ページの母子保健事業の不妊・不育治療費助成ですが、540万円、今回この助成を町単独でやっていただけるところです。今回予算で見積もっていらっしゃる、予定していらっしゃる人数、何人をまず補正予算の中で想定して組まれたのかと、それと、こういった助成をするんだということにつきまして、今現在4月1日にさかのぼってということを経済委員会でも説明がありましたが、そういった制度が創設されたよと、助成を受けられますよという情報の周知、そういったところはどんなふうに取り組まれる予定なのか、その辺教えてください。

委員長（服部脩二君）木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君）今回の不妊・不育治療費の助成事業でございますけれども、その積算根拠となった対象の人数でございます。

まず、いわゆる一般不妊治療と言われております主に人工授精がそうなんですけれども、そちらにつきましては、予算上は積算上は52件といった件数を見込んでございます。こちらにつきましては、なかなか実績等がないもので見込みというのは非常に難しいところがあったんですけれども、具体的には35歳から42歳の女性の人口に一定の治療率というんですか、これは先進地で取り組んでいるところがそういう率を使っているといったのをちょっと耳にしましたので、そういった形で52件というところを見込んでございます。

あと特定不妊治療、いわゆる体外受精でありますとか顕微授精のことでございますけれども、そちらにつきましては44件を見込んでございます。こちらは、委員ご存じのように大阪府のほうにも助成制度がございますので、そちらの平成23年度から26年度の平均という形をとらせていただいています。なお、27年度についてはまだ実績が府のほうでまとまっていないということで、26年度までの平均をとらせていただいております。

あと、不育治療につきましては、こちらは近隣のほうではもう既に昨年度から実施されているということもございまして、そちらのほうの申請件数等々を勘案した結果、3件を見込んでいるところでございます。合計で540万円という予算を計上させていただいております。

あと、こちらの助成につきましては、委員おっしゃいましたように、議員全員協議会のほうでもご説明いたしました4月1日以降の治療費ということで遡及適用させていただきたいというふうにご考えてございまして、こちらにつきましては、予算を可決されれば7月号の町広報紙及びホームページで周知させていただくのとあわせて、いわゆる医療機関のほう、既に近隣で不妊・不育治療を実施しております泉佐野市に2医療機関がございますけれども、そちらのほうには事前に赴きまして、こういう制度の創設を考えているという内容と今後の周知につきましてもご依頼させてい

ただく予定でございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。本当に手厚くしっかりと不育のほうも取り組んで助成していただき、ありがたく思います。しっかりこういったことをしながら、皆さんが安心して出産できるように、また支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この分につきましては、新型交付金の活用というのはどうなんですか。まだ見込みとかはわからないというところですか。

委員長（服部脩二君） 木村子育て支援課長。

子育て支援課長（木村直義君） 従来、不妊・不育治療の助成につきましてはまち・ひと・しごとの総合戦略の中に位置づけられているということで、そのあたりも過去に答弁はさせていただいていたんですけれども、なかなか先駆性というんですか、そういったところが非常に厳しいというのと、いわゆる現金給付というのはないんですけれども、助成というところではなかなか制度に乗りにくいといったところもございまして、今回、こちらの事業につきましては、予算のほうには計上はしておらないんですけれども、大阪府の地域福祉・子育て支援交付金の一応事業の対象にはなるということで大阪府のほうには確認しておりますので、申請は行いたい。冒頭、地域福祉・子育て支援交付金のことについてご質問があったんですけれども、内容的には当然府のパイというのがございまして、ましてや事業費割というのもございまして、ですので、府下の状況が確定しないとなかなか出てこないという面もございまして、ちょっと今回は歳入のほうには計上しておらないといったような状況でございまして、ご理解いただければと思ひます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。町単費で取り組んでいただけるということで、ありがたく思ひます。

次に、17ページの消費生活対策事業なんですが、34万円、今回、水曜日にも消費者相談窓口を設置していただけるということでこの分が計上されているわけなんですけれども、いつから水曜日に開設されるのか、それだけ教えてください。

委員長（服部脩二君） 三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君） 水曜日開設については、8月に入ってから最初の水曜日ということで、それを開始にしたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。消費者相談の対応をされている方が本当にたくさんの相談の中で窓口の開設が必要やということをおられましたし、必要性を感じておられて、今回これ10分の10の補助ですので、やっていただいたことをありがたく思ひます。よろしくお願ひしておきます。

もう1点だけ、すみません。19ページの読書活動推進事業ですが、今回一般質問の中でもさせていただきました分、ちょっと時間がなかったので余り聞けなかったんですけれども、読書通帳ということで、この分につきましてはもう少し説明していただけたらと思ひます。

委員長（服部脩二君） 原田図書館長。

図書館長（原田貴子君） 読書通帳なんですけれども、システマ的なものとしましては、今ありますシステムと別立てで印刷機というかプリンターを設置する形になっております。それで、利用者の利用カードをそこに入れたら銀行の通帳のようなものに今借りている本のデータが印字できるという、そういったシステムになっております。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。今回、この分につきましては通帳の印刷代だけというところの説明になっているんですけれども、専用のプリンターとかそういったものの導入とかもまた別にしていかなければならないんでしょうか。

一応、よその団体とかでやっているATMみたいな感じで図書館に置いていて銀行でやっているみたいに行けるということは、それぞれの銀行が自分のところの通帳に銀行名を入れて、宣伝を兼ねて通帳も作成して、そういった機械をレンタルするという形で取り組んでいるところもあるかと思うんですが、そういうものではないということなんですか。

委員長（服部脩二君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）今、委員おっしゃっていただいたようなシステムでやっている図書館もありますが、熊取町で導入を考えているのは、この3月から図書館のシステム更新がありまして、そのときにプロポーザルという形で業者の選定をしました。そのときに、仕様の中には読書通帳というものは必須条件として入れていなかったんですけども、業者の中には読書通帳を追加の提案といいますか、独自の提案という形で入れていた業者がありました。仕様の中身ではなかったのですが、その項目が要るからといって選定したわけではないんですけども、たまたまそのシステムが熊取町にふさわしいということで選定したところ、読書通帳の機能もついてたということになっております。

それで、システムのほうはもう新しく更新した中に全て含まれておりますので、プリンターも既にありまして、あとは印刷物、通帳をつくったりとか、あとプリンターに係るインク代とか、そういった消耗品のものだけが必要であろうということで今回計上させていただいたものです。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。あるというところで、でも稼働するのが10月というふうに聞いていましたので、間が結構あるなと思ひまして、準備に時間がかかるのかなというところなんですけれども、それと、これは町立図書館だけで、各学校の図書館では活用できないというところなんですか。その辺のところをお願いします。

委員長（服部脩二君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）現在は熊取図書館だけで考えております。ただ、利用カードでデータを呼び出して印字するというシステムですと、どうしてもコンピューター化しているという必要がございます。現在、熊取町の学校には、学校図書館は十分機能はしておるのですが、まだコンピューター化しておらない状態ですので、貸し出しも手で貸し出しするというか、そういう形になっておりますので、機械的に印字するという方法は現在難しいかと思ひます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。何かまたできる方法があれば考えていっていただきたいと思ひます。すみません、ありがとうございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）17ページの商工業振興事業で自動車等購入費と庁用器具費ということで、これコロケのやつのかかなというところがあるんですけども、使用の目的とか使用頻度はどれぐらい考えているか、教えてください。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）まず、庁用器具費の48万6,000円ですけれども、こちらは電気式のフライヤー、熊取コロケを揚げるためのフライヤーを3基購入する予定でございます。それと、その下の自動車等購入費については、ケータリングカーということで、キッチン機能のついた車ということで予定をしております。

頻度についてなんですけれども、各種イベント事で町が例えばそのイベントに出店してコロケを試食あるいは販売するという部分で、個数としては5,000個程度を予定しております。それとあと、大学のほうに出向いて試食ということについても考えておりまして、こちらのほうが予算上は2万個ということで考えておりまして、それにあわせてPR活動を続けていきたいと思っております。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）車はコロッケの事業に対して年何回使われるんかというのを聞いたかったんですけども。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）イベント事につきましては年間5回ないし10回程度というふうなことで考えておるんですけども、これ以外に、例えば各種団体、自治会の皆さんにこの車を貸し出しできるような形で今のところ検討しております、そういった部分も含めて利用の頻度というのを上げていきたいなというふうに思っております。

あと、どうしてもコロッケを試食販売するだけではその頻度というのは非常に少ない部分もございますので、このあたりはコロッケをPRするための車両としても位置づけまして、公用車的な使い方も含めてケータリングカーというのを使っていきたいと思っています。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）その使い方やったらリースとかでもいいのかと思うんです。維持費もかからないし、要は年5回から10回を見込んであるということですけども、それぐらいやったら十分前もってリースの予約をしたらいけるのかなと思うんですけども、どうですか。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）おっしゃるようなリースでの車両の使用ということももちろん方法としてはあるんですけども、今回は加速化の交付金に乗っかってこの車両を購入させていただきたいと思っておりますので、この交付金に乗るためには自動車というのを購入するというのがベストな方法だというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）車のことについてはわかりました。

その次に、15ページに戻って製造業務委託料のご説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）製造業務委託料につきましては、熊取コロッケを揚げる直前の状態のものを業者につくっていただくことに関しての委託費用となっております。こちらにつきましても、先ほど私が申し上げたように各種イベント、それと大学学食への試食という展開をする中で、およそ2万5,000個程度の作成、製造というのを想定して予算を計上させていただいております。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）これはブランド化のPRということでコロッケの事業を始めると思うんですけども、2万5,000個とかでどうやってブランドにしていくんかという具体的な計画を教えてください。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）この数字の捉え方によって人それぞれ異なるかと思えます。この加速化に当たりましては、4年後の平成31年度で4万個ということで目標を掲げておまして、それに向けての布石という意味で今回の2万5,000というのは主に試食、一部実費負担をいただくこともあるかもわかりませんが、基本的にはできるだけ多くの方に熊取コロッケというのを味見していただきたい、食べていただきたいということで今回上げさせてもらっています。

ブランド化をするための目標として、2万5,000個あるいは4万個というのがどの程度だったら達成があるかという部分ですけども、基本的には熊取コロッケの民間自走化をまずはしていきたいということで、そのための最低限クリアすべき数というのが4万というふうに我々自身は捉えておりますので、ご理解ください。よろしくをお願いします。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）先ほどの答弁の中で人それぞれ数字の捉え方が違うというところがあったんですけども、この事業をやるに当たって、どんな事業をやるにも最終評価をしないといけないんで、人それぞれ数字の捉え方が違うというような指標では結局困りますよね、評価をするときに。誰しも

がわかるような、同じ物差しではかれるような指標じゃないと困ると思うんです。なので、とりあえず4万個の妥当性が僕には少しわからなかったことと、民間事業者が自走でやっていくという部分に当たっては、まずコロッケを販売しようと思うところのメリット、何かうまみがないと要は始めないわけですよ、みんな。それをなりわいとしているわけですから、要はこのコロッケという品物に当たっては、それを売ってもうかるから売ろう、そのコロッケがあるからお客が来るということですよ。そのうまみのところは何か町としては考えていますか。

委員長（服部脩二君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）一般質問でいろいろなご質問をいただきまして、ありがとうございます。

うまみというか、それを業者が売っていただけるような環境づくりをするのが私たちの仕事やと思っています、基盤になる場所。ですので、今は熊取コロッケというのは里芋の貴重性であったり、その成分というんですか、そういうところのいいところをきっちりと伝えていって、それによって住民の方々が買っていただけるというそういう環境づくりをしていくことによって、おのずとコロッケは売れますし、将来的にはブランドということの到達性になっていくのではないかとこのように思っております。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）いずれはブランドにということなんですけども、以前の議員総会で、里芋とかのPR動画の事業については地方創生加速化交付金がもしなくてもやっていかなければならない事業やという位置づけでということでご説明いただいたんです。やっぱりここにいる委員全員が、里芋コロッケの将来性がよく描けていないと思いますよ。このブランド化は結局何年後を狙って今動いているんですか。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）熊取コロッケのPRあるいはブランド化に向けた動きというのは、加速化の事業がきっかけでこういう形で今、予算を提案させてもらっています。

いつまでという部分に関しては、最終の目標地点というのは今のところ持ち合わせてございません。今のところ、とにかくまずは多くの町民が熊取コロッケを食べていただく状態をつくるということが一番の目標というふうに考えております。ですので、ここで想定していますとにかく学生あるいは若年層に向けての展開といいますか、そういうことを含めて熊取コロッケをといるのを食べていただきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）具体的に何年後というのは今のところないということやったんですけども、やっぱりあるべきやと思います。それはぜひ考えてほしいなと。結局、何年後とどこかで切りをつけないと、ずるずるやって10年たつて20年後、あったよね、熊取コロッケとなりかねないですよ。それを10年と区切りをつけて、半分の5年あたりで、じゃ検証してみようかとなったときに、やっぱり余りにも思っている以上に浸透していないとなったらやめるのか、またそこからどう手を打つかということがあると思うので、このコロッケの事業の計画が余りにも全てがふわふわして、できるだけ多くの人とか何年後か決まっていない、何個売り上げたらブランドかなというのが、僕の中ではたくさんコロッケについて売り上げがあればそれはブランドかなと思うんですけども、そうではないとかそういうことがあるんです。何か全部の数字とか目標がない中でこうやってこの事業を立ち上げて、果たしてうまくいくかなという不安があるんですけども。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）今回、加速化交付金を活用してという前提で予算の提案をさせてもらっています。加速化交付金のKPIと言われている部分、将来の短期中期的な目標が31年度ということ設定されております。まずは31年度で先ほど申し上げた4万個という部分がどんなふうに町全体に浸透しているのかという部分は、委員おっしゃるように評価をしなければならない区切りの時期

だというふうに思っております。その評価を踏まえてその次の展開というのを考えてまいりたいと思います。

まずは熊取コロッケを浸透させたい、そこからのスタートしかありません。もちろん、熊取コロッケが日本に知れ渡るようなブランド化という部分が仮に目標としてあったとしても、そこにはリスクはやっぱりあるかと思っておりますので、まずは地についての目標という部分を目指したいというふうに考えております。

委員長（服部脩二君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）わかりました。とりあえずコロッケのことについては質問を最後にしたいと思うんですけれども、最後の年の4万個のコロッケの使い方、要は4万個を狙って製造委託しているところに4万個熊取町が発注して、熊取町が4万個買い上げていろんなイベントで試食なり何なりで使っていくといったら、それは確かに数としては4万個やけれど、どうなのかなと思うんですね、僕は。それは、一般の事業者の人が例えば4軒で売っていたとして各1万個ずつ売り上げましたよというんやったら4万個の価値はあると思うんですけれども、その辺の4万個の使い方のところの説明と、あと里芋里芋と結構推しているんですけれども、これは僕からの指摘なんですけれども、熊取町のホームページの特産品のところに里芋の写真は載っていないですよ。タマネギ、水なす、フキはあるんですけれども里芋の写真は載っていないので、幾ら里芋を推されたとてやっぱり現実味がないので、もし推していくのであればその辺からやっていくべきかなと思います。

とりあえず、4万個の使い方の目標を最後お願いします。

委員長（服部脩二君）三原自治振興課長。

自治振興課長（三原 順君）4万個につきましては、あくまで民間自走という前提のもとに民間の方が熊取コロッケを売っていただく数、これが4万というふうにご認識をいただきたいというふうに思います。そのために、熊取コロッケをできるだけ便利な形で民間に使っていただきやすい、そういう形をつくるため、環境づくりをするために町が初期的な費用をかけさせていただいて、民間に導入していただきやすい、そのために製造委託料というのを最初に取りらせていただいている、そういうふうにご理解いただけたらと思います。

あと、ホームページにつきましては、委員のご指摘を踏まえまして改めて内容を検討したいと思います。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）今、加速化交付金で地方創生について議論がされています。坂上昌史委員が一般質問でもかなりしておりますけれども、熊取創生計画について、非常にかなり加速化交付金の1次募集はゼロ査定ということで、どちらかというところちょっと泥縄的に2次募集に手を上げて、これは非常に大きなメインの仕事になっているわけですが、これが4年後の成果評価になるわけで、熊取創生に向けて何が重要かというところを議員と十分にディスカッションができていないところがあって、理解の部分がかなり違うところがあると思うんです。今座っておられる方も非常にたくさん意見をまだ言いたいところがたくさんあるんです、地方創生に関して。だから、加速化交付金がつく、つかないというのがありますけれども、それがつく、つかない関係なく熊取創生の道を歩かなあかんというのは議員全員が思っているところがございます、それについて、できるだけ早い時期に熊取町の将来、この創生プロジェクトを含めてどうするのかという具体的な意見交換、これを最終的に計画されるのは理事者側ですけれども、それぞれの住民が思っていること、議員が思っていることを含めて意見交換できる場を提言していただきたいと思います。

今この場でどんだんいろんなものをディスカッションするのは非常にたくさんの項目が出てくると思いますので、その辺の場をできるだけ早急につくっていただきたいとの要望ですが、それについて何かございませんか。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）坂上昌史委員のほうからはいろいろなご意見をいただきまして、最終、重光

議長のほうからご意見をちょうだいいたしました。基本的に、まず地方創生の交付金の考え方でございますけれども、こちらは各公共団体の地方創生につながる事業に対するソフト事業、これについて交付されるということで、それを総合戦略に位置づけるという、そういうたてつけになってございます。

総合戦略の最終目標は、同戦略策定のときに同時に策定しました人口ビジョンの目標であります平成52年の人口4万2,000人、社人研のほうでは熊取町は3万9,000人になると言われております。この人口を4万2,000人に持っていくという、これが本町の戦略、3つの柱で構成されておりますけれども、この3つの柱にぶら下がっておりますそれぞれの個別の事業がございます。今回の熊取コロッケであったりとか動画、情報誌を作成というの、当然この実施計画にぶら下がっていく事業になります。

そういったそれぞれの事業を達成させることによりまして平成52年に4万2,000人にしていこうという、そういった目的でありますので、坂上昌史委員のほうからはコロッケについて特にちょっとということでもございましたけれども、これにつきましては、重光議長からありましたとおり、総合戦略に位置づけられている事業全般、これについてしっかりとまた理事者側と議員の皆様でコロッケも含めて話をして行って、総合戦略の事業の中身自身はどんどん出し入れ自由になって、そういうたてつけになってございますので、今後5年間推進交付金もでございます。推進交付金につきましても、基本2分の1ということでも単費はございますけれども、これにつきましても年間大体2回ぐらいの申請ができるというふうになっておりますので、そういったことで町として本当に熊取町の地方創生として取り組むべき事業というのを議員の皆様からのご意見もいただきながら、そのタイミングというのは恐らく4次総計の中でも当然出てこようかと思っております。そういったところのご意見等々、膝を突き合わせながらしっかりと協議を重ねながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）重光議長。

議長（重光俊則君）今の件で、協議しながら意見を交換するというのは非常に重要だと思うんですが、第4次の総合戦略をつくる、もちろんそれが重要ですけども、できるだけ早くこれはスタートしないと、あっという間に1年、2年がたってしまふわけです。その中でずれたままいくと、もうコロッケが4年後の目標が大きなものが出てきますので、そういうことを含めて早くやらないといかないと議員自体もほとんどの方がそういう危機感を持っていますので、できるだけ早く、今の件については意見交換の場を持っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）明松理事が説明させていただいたように、議会と行政が協働して熊取町の創生に向けて頑張る必要があるかと思っております。それも迅速にスピーディーにやっていく、そういう時期にあると思っております。他市町村もいろいろな知恵を出して頑張っています。熊取町もそういうことで、平成52年ですか、4万2,000という人口を維持するための熊取創生に向けて皆さん方と協力していきたいと思っております。そのためには、限りある時間ですのでそれを早急に進めたいと、そんなふうになっておりますので、またご協力のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）すみません、町長の意気込みの後で発言するのちょっと心苦しいんですけども、お昼の時間にコロッケコロッケということで非常におなかもすいてきたんですけども、1点だけ申し上げたいのは、今、坂上昌史委員のほうからいろいろとご質問、ご提案いただきました。コロッケで熊取町はどうなるんだと、平たく言うところのことかと思うんです。

コロッケの自走化というのは、コロッケだけで商いが成立するということはずがないと思っております。コロッケ屋だけで専門店をやっているところははずがないと思うんで、それは行政は、ある意味では素人です。それを全部やっつけていこうということで目指しているのはございませぬ。あくまで熊取町のブランド、ブランドという言い方でコロッケが出ていますけれども、ブランドというのは人そ

それぞれ考え方があると思います。熊取町のブランドは何かというと、歴史であるとか、あるいは文化であるとか地域のコミュニティであるとか、食もあります。そういった幾つもの要素というのがコロッケだと考えております。町のブランドというのはコロッケイコールではございません。総体的に住民が持つておる熊取町の愛着であるとか誇りとか、そういうものを認め合っていて町の価値、イメージを高めるというのが、これが究極の目標やと思います。そういう中で、コロッケの販売を一つの糸口としてブランドづくりに当たっていきたいと、そういう理解でございますので、4万個であるとか、これで金もうけをしようとかということではございません。町のブランドというのはそういう理解をしていただければというふうに思っております。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第59号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時42分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

服部脩二

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成28年6月15日(水曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	佐古員規
	委員	重光俊則	委員	浦川佳浩
	委員	河合弘樹	委員	二見裕子
	委員	鱧谷陽子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	貝口良夫
	企画部理事	明松大介	総務部長	南和仁
	総務部理事	林利秀	総務部理事	阪上敦司
	住民部長	下中博之	住民部統括理事	吉田潔
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本浩義
	健康福祉部理事	田中耕二	事業部長	泉谷徹
	会計管理者兼会計課長	北川雅彦	上下水道部長	山戸寛
	上下水道部理事	永橋広幸	教育次長	中谷ゆかり
	政策企画課長	橋和彦	財政課長	東野秀毅
	人事課長	道端秀明	環境センター所長	堀口卓也
	健康・いきいき高齢課長	石川節子	介護保険・障がい福祉課長	野原孝美
	保育課長	阪上正順	上水道課長	大西順二
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章

付議審査事件

- 議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 環境センター専用公用車(4tダンプ)の購入について
- 議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)

委員長(江川慶子君)皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(江川慶子君)なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件5件の審査を行うものでありますが、案件の提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で補足説明を終わります。

委員長（江川慶子君）初めに、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この法案につきましては、資格を持たない方でも3分の1だったら保育士として働くことを認めるということなんですけれども、今、小さな保育所などで子どもの死亡事故とかそういうのが起こっておりますし、それから幼稚園もしくは小学校、または養護教諭の普通免許を有する者を保育士とみなすというふうにされておりますが、保育所というのはやっぱり0歳から5歳の発達をきちっとわかった上で保育されていくのが私は理想的だと思います。

教育としての面では似通った分もあります。私は幼稚園の教師として働いていて、やっぱり0歳、1歳、2歳のその辺の発達の相違というんですか順序というんですか、その辺の認識をきちっと持たれた方が保育されるというのが理想的だと思うんです。保育士が足りないということでこういう法律をつくられたんだと思いますが、ちょっと子どもたちの命を軽んずるように思われて仕方がありません。そのことで、私としては反対したいと思っております。

委員長（江川慶子君）答弁ありますか。阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）委員からのご意見ということで真摯に受けとめたいと思います。基本的に、今おっしゃられたみたいに、これはあくまで待機児童問題の解消対策に伴う保育士配置要件の弾力化に関するものでございまして、これを適用するにおいても、待機児童問題が解消される間の特別な状況においてこういった要件緩和を環境整備として整えるものでございますので、基本的には、保育の安全・安心ということを保つためにおいてはできるだけ保育士で賄えることが望ましいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。佐古委員。

委員（佐古員規君）資料4-3ですけれども、その6番のところに「配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、」その次です。「保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める」ということなんですけれども、「保育士と同等の知識及び経験を有する」というのは具体的にどういう方のことを言われるのかだけ、ちょっと確認しておきたいと思っております。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）具体的には市町村長が認める者ということになりますが、要件としまして、保育士資格は有しないけれども保育施設等で十分な業務経験を有する者でありますとか、子育て支援員の研修というのがございます。その地域型保育コースというものを終了した者、あと家庭的保育、保育ママとかいうような形で家庭で保育の経験を積まれているような方、こういった方が該当するということでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）再度、確認も含めまして、本町の条例のほう、これ私、本会議の説明の場でも申し上げましたように、小規模保育事業所のA型、B型、C型、また保育所型の事業所内保

育事業所、小規模型の事業所内保育事業所を対象としたものでございます。現実的にも今こういった事業所はございませんし、本町では、こういったものを活用して保育を進めるというような形ではなくて、いわゆる認可の保育所、また公立の保育所で保育をケアしていくという方針でございます。

公立の保育所につきましては大阪府条例のほうで規定されるという形でございます、このいわゆる市町村長が認めるということは知事が認めるということで、要件としては先ほど課長が申し上げたのと同じような形になっておるというところでございます。

先ほども課長が申し上げましたが、基本的には現段階でこの制度を活用してというようなところまで考えております。ただ、今後マンパワー不足によって継続的に待機児童が出てくる可能性がないとは言い切れませんので、今の段階から委員おっしゃいましたとおり安全・安心、これが一番でございます。これを確保しながら、どうやってこれを活用できるのかどうかというふうなところも含めて今からちょっと検討しておきたいなというような状況でございます。この辺、ご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）17ページの条例の7項の「当分の間」というのは、これはどういう規定がされているのかということと、その次の8項が非常に私の頭ではわかりにくいところなんで、これをわかりやすく、8項についてちょっと説明していただけませんか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）当分の間といいますのは、附則を今回追加させていただくものについて基本的に全て表現されておりますけれども、これは待機児童が解消するまでと解してございます。

あと、附則の8の考え方でございますけれども、保育所の基本的な開所時間というのは1日8時間というふうな基準上定められてございますが、1日8時間を超えて開所する事業所におきましてはローテーション勤務等が必要になりますので、労働者の労働時間等の関係でございますが、認可の際に、必要となる最低基準の保育士数というのはまずあった上でございますけれども、それ以上にローテーション勤務とか障がい加配とか追加的に確保しなければならない保育士の数を上限としまして、市町村長が認める者を保育士とみなせるようにいたすものでございます。

ですので、本来、ずっと超勤も含めてずっと同じ人がかわらなければこういった規定は必要でないかもしれないんですけれども、長時間保育をする上においては、最低限必要となる保育士数以上を確保しないといけない場合においては、さらに上乘せで必要になる分だけを市町村長が認める者、保育士資格を持たない者を保育士とみなせるようにするものでございます。

あと、補足でございますけれども、附則の9であるんですけれども、そういった場合においても各時間帯におきまして今まさに保育をやっている時間帯、これにおきまして、そのクラス等におきまして、最終的に施設全体になるんですけれども、保育士を配置する基準というのがございます。これは、幾ら最低必要な保育士を確保して、さらにそれ以上の分を弾力条項ということで市町村長が認める者、有資格者じゃない者をみなしたとしても、まさに今保育が必要な段階におきましては、3分の2以上は保育士資格を有する者であって、3分の1以内までしかそういった無資格者を配置してはいけないというようなことを附則の第9項で改めて規定しておるといようなことになってございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）当分の間というのは待機児童が解消するまでというのは、これは各自自治体によって状況が違いますよね。それはどういう国の指導とか指針とか出ているんでしょうか。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）特例的に省令でも定めておるものでございますので、一定、国のオールジャパンの状況を判断した上で、基本的にはこの附則を廃止するような省令をどこかの段階で国が

発すると、それを受けて地方公共団体が一斉にというような動きになろうかと思えます。

先ほどのローテーションのところですが、平たく言うと、国基準でいきますと50人でいけるんだけれども、でもローテーション勤務とか考えたらそんなわけにはいかなくて70人要るよねと。この20人については認めてあげるよというような制度。ただし、常時3分の2は保育士資格を持っている保育士でないとだめだよというようなところになっておるといふふうに理解していただきたい。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういう意味では、先ほどちょっと説明もありましたけれども、熊取町においては待機児童がないという状況であれば、この状況を適用する状況にはないと、この条例を今現時点ではですね。と理解していいんでしょうか。まず一つ、熊取町においては、この条例については当然適用する状況にはないと判断されると理解していいんでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、今回の条例につきましては、家庭的保育事業のさらに限定された事業内容、事業所についての規定でございます。

今現状、この条例をご可決いただいたとしても、これがすぐさま何か適用されるということではございません。さらに町立保育所におきまして0、1、2歳の受け皿が整ってございます中におきまして、さらに今のところ家庭的保育事業等を追加で町が主体的になって誘導して設置するというような動きもございませんので、今のところ、すぐさま適用されることはないと考えてございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）町立の保育所についてはそうであるということで、町立以外の保育所においてはそういう状況になっているのは、例えば8番の状況ですね。20人で回るんだけれども30人必要やと、その10人については、これは公立に対する適用ですけれども、私立の保育所については、それはもうお任せやということになるんでしょうか。これはその縛りとか指導とか、そういうものはあるんでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）保育所に関しましては、町立も私立におきましても府のまた別の基準条例というのが適用されます。府のほうは当然、国と基準を合わせてございますので、やろうと思えばこういった弾力的な考え方は成り立つと考えてございます。

ただ、熊取町の公立保育所として今やっていくかやっていくかという判断を、まだ議論も尽くされていない中で、民間保育所に関しましては基本的には町民の方を委託しているという立場でございますので、委託して入ってもらっている方と、そうじゃなくて町立で受けている方とのバランスが悪くなれば、それは保育の質というものの維持向上にはつながらないと考えてございますので、町として、そういった事態におきましては十分議論を尽くした上で、民間保育所とも含めて協議していく必要があるかと思えますけれども、今のところそういった予定は考えてございません。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）公立保育所については先ほどの府の条例によって縛りがあるということで、かなり理解できるんですが、特に民間の保育所において、そこにおいては、例えば正規の者以外に足りない人数を置かなければならない状況になったときは、それはもう民間自体がやるけれども、その資格者について、熊取町はやはり定期的に、あるいはその内容について指導する名目、そういう指導する時期というのはあるんでしょうか。そういう状況を把握できるのかどうかです。

例えば、民間の保育所が今の足りない分、いわゆる町長が認定する部分は民間は関係ないと思えますけれども、そういう保育士でない人が従事しているという状況を確認するような手だてというのはあるんでしょうか、民間の補助している保育所に関して。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）常に、毎月ですけれども、保育所の入所の申し込みがございます。これにつきまして、町立を希望されている方、民間を希望される方、さらにあきがあるかというところも含め

まして相談をかけてございます。

今のところ、民間保育所におきましてもこういった弾力的なことまでは考えておらないということでございますし、その状況を確認できるかということにつきましては、そういった情報交換を随時させていただいております中と、最終的には毎月、毎年の補助金なり委託料の支払いとかいう段階におきまして、当初の年度計画というのもございますので、こういったところで職員配置とかの確認は可能かと考えてございます。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）少しだけ、先ほども少し私のほうからお話ししました。民間保育所が本町にございますが、いわゆる認可保育所については我々の公立保育所と同じように府条例の適用を受けるという形でございます。その中で、先ほど課長が言いましたように、基本的には毎月なんです、随時という形で受け入れ可能かどうか、これは施設的にもマンパワーの面でもというようなキャッチボールは毎月必ずやっております。その中でこういう制度をどうしていくかというようなところは、これは議論していかないとあかん部分でして、基本的には今の段階ではそういった声は聞いたことはございませんが、今後、先ほどの町立と一緒に、可能性としては考えられるという意味では今からやはり議論していくというようなところが大事なかなと思っております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）最後の確認ですけれども、認可保育所については、先ほど児童数等で協議はあるということで、保育士自体として働いている人の資格とか内容についても確認しているということですね。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）基本的にそれは確認しております。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）これとちょっと離れるかもしれませんが、今保育所の話が出まして、今、町立保育所ではほとんどが免許を持っていらっしゃる方ということになっているかと思うんです。その中で免許を持っていらっしゃらない方の割合とかというのはどのぐらいになっているか、教えていただけたら。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）保育士資格を有していない方は、保育士としましては、今現状、6月1日時点で働いている人数というのが保育士全体として170名いてる中で、それは正職、臨時職を足してですけれども、無資格者はそのうち14名ということになってございます。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）170で。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）すみません。保育士として働いていらっしゃる方が170名いてる中で、無資格、保育士資格を有していない方が14名いらっしゃる。基本的には保育の補助という形をとらせてもらっていますので、保育を主体的にやっているものではございません。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）これも少しだけ、保育士補助としていわゆる午前、午後の特定の時間帯だけ補助員として入っていただいている方14名の方が、無資格の方がいらっしゃるという形でございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いしたいと思います。

副委員長（佐古員規君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。江川委員。

委員（江川慶子君）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例なんですけれども、2つ大きな改正がありますよね。1点目は設備ということで、4階以上に保育室があるのかというのは熊取町では現在ないんですけれども、その中で、緩和されたように説明では聞こえたんです。その辺もう少し、どういう状況に変わるのかというのを、現状と変わるのと教えていただければと思います。お願いします。

副委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらにつきましては、まず保育所の設備に関して独自に改正を行うものではなくて、そもそも建築基準法の施行令というものが弾力的な運用が可能になったということを受けて、同じようなそこを引っ張ってきている条項がございますので、それにあわせて改正を行わせていただこうと思っているものでございます。

内容につきましては、避難階段の考え方なんですけれども、そもそも避難階段の中には、より安全性を高める中におきまして、特別避難階段といたしましてこういったものを設置すること、1階から保育室までの間はそういった特別避難階段構造にしなければならないというふうな規定になっております。そもそもそうなっているところがございます。これは、保育室から特別避難階段に行くまでの間にこれまでもバルコニーまたは付室という一旦ある一つの部屋を通らないといけない構造になってございます。これは改正後も変わりませんけれども、もし付室を通らないといけないという場合の付室につきましては、今現状はその付室に窓または排煙設備を有しないといけないという規制がありますけれども、これにつきましては、設備の建物も含めまして、より窓をつけないといけないとか排煙設備を必ずつけないということではなくて、その施設の状況によって国土交通大臣が別途定める構造であればよいというような仕組みに、より運用を弾力化したというような形でございますので、これを保育所の設備基準においても同じように適用するというような形で改正を考えているところでございます。

副委員長（佐古員規君）江川委員。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。付室というのが保育室のことを言っているんじゃないかと、バルコニーや部屋をまたいでという、そういうところを言っているわけでしょうか。そこから特別避難階段ということなんですけれども、もうちょっと教えていただけますか。

副委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、保育室がございまして、特別避難階段というのが屋内のどこかにあります。ただ、特別避難階段に行くまでの間におきましては、必ずバルコニーに一旦出てから屋内階段に行くとか、付室、これは、特別階段に部屋で充満したような煙とか炎とかが入り込まないように、一旦、風除室みたいなものです。こういったものを建築基準法上設置しないと、特別階段に通じる場合については必要になるというふうにございますので、付室というのはそういうワンクッション置くための部屋というふうに理解いただけたらと思います。

以上です。

副委員長（佐古員規君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。今回、2つの条例改正ということで聞かせてもらいました。ありがとうございます。

副委員長（佐古員規君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いいたします。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（江川慶子君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（江川慶子君）異議なしと認めます。それでは、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。この採決は、起立により

行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 5名)

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光委員。

委員（重光俊則君）この議案の説明で指名競争入札で8社ということですが、今見てきますと自動車販売店が大部分7社で、1社西尾組です。西尾組も自動車販売をできるということで登録されているということでの指名なんでしょうか。

委員長（江川慶子君）堀口環境センター所長。

環境センター所長（堀口卓也君）おっしゃるとおりでございます。指名のほうに入っておりますので、町内にある8社を選定しているものでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この契約につきまして、初め928万円、これは最低価格だったのかどうかちょっとよくわからないんですが、何か987万円が予定価格みたいなことをおっしゃっていたと思うんです。それが625万3,200円になったという、その辺の過程について教えていただけますでしょうか。

委員長（江川慶子君）堀口環境センター所長。

環境センター所長（堀口卓也君）この4トンダンプにつきましては、当方も、ダンプのベースといたしまして、現在使用している4トンダンプが三菱ふそう製ということがございます。ですので、仕様をつくる際に三菱ふそうの4トンダンプを基準にいたしまして、それで仕様書を作成しております。これを町内業者に対する卸元であります三菱ふそうのほうから見積もりをとった金額が900万円台のものということでございます。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）625万3,200円というのは、同じような仕様で変わらずに値段が下がったということ、その辺の理由というか、その辺はなぜなのでしょう。

委員長（江川慶子君）堀口環境センター所長。

環境センター所長（堀口卓也君）これは、どこのディーラーも三菱なら三菱、マツダならマツダ、いすゞだったらいすゞを元請のディーラーのほうから車体を受けてくるんですけれども、それに専用の加工をして我々に売っていただくわけなんです。その上で、もちろんその中にきつと卸値というのはあるんやと思います。その上にどれだけ利益をつけるかで勝負していただくということになりますので、これはあくまで卸元が出している標準価格と、そのように考えていただいたら結構かと思えます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。佐古委員。

委員（佐古員規君）新規に購入することなんですけれども、今現在使っているダンプですか、これはどうされる予定なのか、お答えください。

委員長（江川慶子君）堀口環境センター所長。

環境センター所長（堀口卓也君）現在使っているダンプは平成14年に初年度登録したものでして、もう14年たつてございます。さらに、使用方法がいわゆる灰受けのバンカーのほうからストックヤードのほうまでそういうものを運ぶということで、当然、薬品とか酸性とかのきついものを使っておりますので、非常に腐食等ございます。それで年数も使っておりますので傷みもあるということで今回更新するわけなんですけれども、当然、これにつきましては、納入までに今、災害や東京オリンピックの関係で専用荷台がなかなか入らないという状況で、納期を今回、債務負担行為を起こしま

して来年度本予算で納品する予定をしておりますけれども、その間、当然、現在使っているものはもたせまして並行使用の後、売れるものならまた売って入にしたいと考えているものでございます。以上です。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）そしたら、販売するということでもいいわけですか。1台購入するということは、もう1台、今現在使っているやつをさらに使ってというふうなことではなくて、もう処分したいということでもよろしいのでしょうか。

委員長（江川慶子君）堀口環境センター所長。

環境センター所長（堀口卓也君）先ほども申しましたように、納期が非常にかかるということがございますので、当然下取りに出したらということがあるんですけども、そのタイミングにきっちり合わせるのが非常に難しいことも考えられます。ですので、今回それをばらばらにさせていただきました。ですので、処分の際はまた入札で、お金になるんなら入にしたいと考えているところでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第58号 環境センター専用公用車（4 t ダンプ）の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）下水道特別会計補正予算（第1号）なんですが、償還金、利子及び割引料、町債元金繰上償還金ということで755万円が計上されているんですけども、償還金と、それから利子とか割引料とか返還金の中に入っているのか、償還金が何ぼで繰上償還金がこの金額になったのか、その辺の詳しいことを教えていただけますでしょうか。

委員長（江川慶子君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）名前についてちょっとややこしいんですけども、元金のみ償還でございます。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）元金のみということは償還金だけということで、ただ名前がこういうふうになっているというだけのことなんですか。

委員長（江川慶子君）山田下水道課長。

下水道課長（山田卓幸君）そのとおりでございます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第60号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算

(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君)次に、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)7ページをお願いしたいんですが、長寿社会づくりソフト事業費交付金と書いてあります。これはどういう事業をされるためのお金なのか、教えていただけましたらお願いします。

委員長(江川慶子君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)長寿社会づくりソフト事業費交付金事業でございますが、これは、住民運営の通いの場タピオ体操プラスの作成に係る事業として、今回この交付金を使用しております。

この交付金自体は公益財団法人地域社会振興財団が行っているもので、市町村や都道府県を対象とし、自治体の宝くじの収益を財源とした地域医療の推進に係る交付金でございます。

以上です。

委員長(江川慶子君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)ということは、地域振興財団というのは宝くじがほとんど主になっているということで、どういう企業がいらっしゃるとかというそういうことはわかるんでしょうか。財団のそういう面々というか、財団ということは企業か何か……。宝くじだけということなんでしょうか。

委員長(江川慶子君)山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)今のご質問なんですけれども、公益財団法人で、先ほどちょっと課長が申しあげましたように、宝くじを売って、それで得た収益で事業を行う。いろいろほかにも事業はあるかと思うんですけれども、今回の助成というのはそういう内容でございます。

委員長(江川慶子君)ほかに質疑はありますか。佐古委員。

委員(佐古員規君)先ほどの関連なんですけれども、長寿社会づくりソフト事業費交付金、地域振興財団からということです。これは毎年期待していいんでしょうか。

委員長(江川慶子君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)対象事業につきましては、毎年この財団のほうからことしはこの事業というのが示されまして、その上で応募をさせていただいて、交付決定が3月という形です。年度年度のものになりますので、来年度ということになりますと、また来年度示される事業に合致するものがあれば、対象で上げることはできると考えております。

委員長(江川慶子君)佐古委員。

委員(佐古員規君)わかりました。ぜひ合致できる事業をうまく、せっかくですので活用していただいて、有意義に宝くじの交付金を使っただけだったらと思います。ありがとうございます。

委員長(江川慶子君)ほかに質疑はありますか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)9ページをお願いしたいんですが、ここでも前のときも出ました通いの場ということがこの間説明があったんですけれども、DVDを使って住民が運営する通いの場というふうなお話があったんです。どういうイメージでどういう回数でされていくのか、どれぐらいの地域なのか、その辺のイメージをちょっと教えていただけたらと思います。

委員長(江川慶子君)石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(石川節子君)まず、28年度の事業の内容で考えていますのは、地域でDVDをつくった後、そのDVDを活用して地域で、今年度は2地区モデル地区を募集しまして、その地区で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

いきなりDVDだけでさあお願いしますというのは難しいと思いますので、それに係る作成に携わっていただきます大阪体育大学の准教授の先生であるとか、あと言語聴覚士の口の体操の先生と、あと運動に対しましては健康運動指導士を何回か派遣させていただいて、当初、丁寧にそこは指導して、その上で自分たちでやっていただきたいというふうに思っております。

初めに体力測定等と、あとまた1年後にまた体力測定という形で、その体操をすることでどのように効果があらわれているかというのも見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）長寿社会づくりソフト事業交付金というのは144万7,000円で、これは増ですけども、これに伴って国庫支出金とか府支出金が減額されていますよね。これは結構ずるいんですよね。国がもともと国庫支出金とかがある予定やったのを減らして、地域振興財団から金が出るからそこを全部削ってよという意味合いで減らしているわけでしょう、歳入のほうは。

これは、もともと介護予防事業でこれだけあったんやから、これだけ国がくれて当然ではないんですか。それはやっぱり、地域振興財団からもらったらその金は減らしなさいというのが国の指導なんですか。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）重光委員のおっしゃるところのずるいという感じというのは、そういうふうに言えばそうなのかもわからないんですけども、ただ、これは助成金があるので、やはりそういう特定財源の確保ということで、できるだけやはり活用していくというようなスタンスで事業をやっております。

この負担割合というのは、介護保険法、またそのかわる省令におきまして、今回のような介護予防事業でしたら国が25%、府が12.5%、町は繰入金になりますけれども12.5%、第2号の保険料になりますけれども、これは診療基金のほうから入ってくるものが28%、第1号被保険者のほうが22%となります。これは省令で決まっております、やった事業に対して財源がこうですよ。補助金みたいな形ではございませんで、負担というやったことに対しての負担割合が決まっているところでもありますので、補助金でしたらずるいなという感覚というのがもっと働かなというふうに思うんですけども、負担金ですので、やった事業に対して割合が決まっているというような理解で、町もその中には持ち出しがございますので、できる限り特定財源の確保をやっていくというスタンスで事業を行っております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういう意味では、トータルから見たらそれぞれ減っているのは少ないんですけども、もう一つやっぱりちょっとよくわからないですね。もとのままの交付金であれば一番ベスト、今の最初の説明のとき、144万7,000円は国庫支出金の9万2,000円と支払基金交付金10万2,000円と府支出金4万6,000円、繰入金4万6,000円、それにも充当するというので説明されましたよね。

だから、これは充当しないといけないというのはどこかに規定があるんですか。地域振興財団からもらったお金で、これはこの分を充当して国・府の支出金を減らしなさいという指導があるからこうなるんですか。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）長寿社会づくりソフト事業費交付金の144万7,000円につきましては、補正で今回、入が入ってくるんですけども、減額補正をやってるのは、当初予算でも通いの場に対しての予算を組んでおりました。当初予算で組んでいた分と今回補正でDVD等の作成に係る介護予防事業費の補正を足して全部で144万7,000円入ってきますので、負担割合を当初この交付金が入ってこないという仮定で起こしておりましたので、今回この交付金が入ってくることによりまして、歳出の6月補正分は全部賄えるんですけども、当初予算で負担割合に財源を起こしていた分、これは不要ということでマイナスを今回するものです。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）その件はわかりました。だけど、今の地域振興財団からの対象事業として144万7,000円を申請されているわけでしょう。これはなぜもっとたくさん申請ができなかったんですか。144万7,000円でタピオだけですけれども、タピオ以外の事業等も展開しようと思えば展開できるはずなんです、なぜ144万7,000円の申請になったんですか。これは熊取町の割り当てがこうだからですか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業、介護保険等整備推進事業というものに当たりまして、上限としては200万円というふうになっておりますけれども、やはり事業として必要な経費の部分をこの中で全額上げてさせていただいたというところで理解いただけたらと思います。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。

それで、144万7,000円を使って9ページの事業が行われるわけですが、今お話を聞くと、介護予防事業委託料50万4,000円、これとか謝礼金が体育大学に支払われるということで、これは委託ですよ。一番下の包括事業での報償、これもそうですか。報償金、これ認知症初期支援チームで86万7,000円ということの説明があったと思うんですが、これもタピオのことで、この3つを足したものがモデル地区2地区に対するタピオ、DVDを使ってやって、その前後の評価をしてもらおうと、そういうお金になるんですか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業は介護予防事業に係るものでございまして、包括的支援事業につきましては、これは認知症初期支援集中チームの設置に係る補助金でございますので、それ抜きの部分でございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）じゃ、入は144万7,000円が入ったけれども、出でタピオDVD作成とモデル地区2地区を使って評価すると、これはどれになるんですか。どの支出になるんですか、9ページの支出からいうと。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）9ページの介護予防事業の謝礼金19万4,000円に当たるものが通いの場、体操、DVDをつくるための講師への謝礼金と、あと介護予防事業の講演会というのを10月ごろに予定しております。タピオ体操ができて10周年に当たりまして、タピオ体操プラスのお披露目の講座というのをやりたいと思っています。その講座のお金を足しまして19万4,000円になっております。

印刷製本費ですけれども、そちらのほうは通いの場のリーフレット作成の経費となっております。介護予防事業委託料でございますが、こちらはDVDを作成するための委託料でございます。

最後に、庁用器具費ですけれども、こちらは出前へ行く際、講演会に使用するプロジェクターであるとか、あと体操を地域で行っていただく場合に、モデル地区に対してDVDプレーヤーとかを貸し出すための購入費用でございます。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっと補足で、重光委員がおっしゃっていた部分で介護予防事業という9ページに事業費108万2,000円ございますけれども、これと当初予算分を足して、その財源が144万7,000円になっているというふうに理解をやってもらいたいと思います。当初予算でその財源内訳を今回マイナス計上しているというふうなところで。

その下の包括的支援事業、これは86万7,000円、こちらのほうは認知症の初期集中支援チームのドクターであり、また医療系、介護系の専門職の方々が認知症と疑われる方の支援に対して動いてもらうための報償費という形になりますが、これの財源につきましては入のところで、こちらのほ

うはそれぞれの国・府の負担金などで増額の補正をさせていただいております。具体的には、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）というふうに書いている分があると思うんですけども、この財源が認知症初期集中支援チームの財源ということで増額補正。

ですので、今回上げさせていただいている補正の内容は通いの場と認知症の分と、この2つがございまして、そこをご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）2つの事業があるということで、わかりました。

それで、タピオのほうですけれども、モデル地区2地区だけ選定してやると、これは評価のためにやるんでしょうけれども、これは1年間待たないとその評価は出ないということで、これは新タピオができたということです。これは、モデル地区で評価は1年間やるけれども、DVDを作成してどんどんそれを使ってもらおうというのは別に並行してやるという理解でよろしいですか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）既に27年度の末から南山の手台のほうでモデルをさせていただきまして、一定、3カ月の評価というのはしております。まず、初めと3カ月後にもモデル地区の場合はさせていただいて、その後、1年後というふうな形で今のところ検討しているところです。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）今の評価じゃなくて、もうそれはモデル地区以外はやらないということですか。モデル地区以外でもDVDができたらどんどん出せばいいんじゃないですか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今年度は2地区を予定しておりますけれども、来年度、再来年度もタピオプラスのDVDを使って通いの場を住民運営でしたいという地区には、ある一定支援をした上で自分たちでやっていただきまして、そこに対しては、体力測定というのはあわせて年に1回ずつやっていきたいというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）これ、ここで議論してもあかんのかもわかりませんが、2地区で体力測定して評価するというのはわかりますけれども、タピオのおひろめ隊とかいきますよね。メンバーがたくさんおられますよね。その2地区しかじゃなくて、DVDができたらどんどん増刷して、各地区全部でもやってもらったらいいと思うんです。

評価をここでやりましょうというのはよくわかるんですよ。だけど、DVDをつくって、それは指定されたところで、手を上げたところで体力測定を全部やる場所だけなんですというのは非常におかしくて、タピオがもうある程度いいということで新タピオができてDVDをつくっているわけですから、タピオ体操おひろめ隊もどんどんそれをやりたいということをおっしゃっているんじゃないかなと思うんですけれども、これ聞くと、ことしは2地区だけですと。来年度以降そういうところをやってもらえるんですが、非常に遅いですよね。せっかくいいものができているのであれば、それとも、もっと今あるものを適用できるようなものにしないといけないんじゃないですか。それはもっと別のところでやっているということですか、

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）ほかの市町村でもこのような通いの場のようなものをモデルで、ご当地体操でやっているところはあるんですけども、その意見を聞きますと、なかなかこれを初めに周知されるまでに時間がかかったというのを聞きまして、それで、まずは2地区はやりたいという気持ちで今回2地区上げさせていただいております。

来年度以降は、もうDVDができますので、やりたいという地区は2地区とかに限らずやっていただきたいというふうに思っておりますので、その状況もあわせて予算も計上していきたいというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ちょっと補足させていただきます。

今回の通いの場につきましては、予算的には2地区をモデル事業というふうに考えておりますが、できるだけ早い段階でもっともっと広げていく、これは一般質問でかねがね質問などいただいているんですけども、そのときにも答弁させていただいているように、できれば、目標としたら全地区やっただけのようにどんどん広げていきたいなというふうに思っております。

現在のタピオ体操につきましては、タピオ体操ひろめ隊のほうは月1回練習日を設けてたくさんの方が参加されておりますし、これまで行ってきた介護予防教室の卒業生の方々が自主的にいろんなところでタピオ体操を行って、元気の維持をしているというところは聞いておりますので、並行してやっているということでご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）重光委員の関連ですけれども、今言われた要は認知度を上げるというか、PRをいかにするかというのをも我々も再三言うてきています。

2地区モデル地区というのはほんまにわかります。ですけれども、まだまだ今、全然タピオ体操のことを知らない方というのは結構いてはるんです。こういったことを熊取町でやっているんやでと言っても、えっ、そんなどこへ行ったらやれるのとか、どこでそんな教えてもらえるのとか参加できるのと、そんな声とかも聞きます。そういったものもありますので、これ、どうPRするかというのをもっと注力するべきかなと思っております。その辺についていかがでしょう。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）PRにつきましては本当に課題だというふうに思っております。まず、先ほども申しましたけれども、タピオ体操のDVDをつくりましたら10月ごろにタピオ体操プラスのDVDができましたよという講演会をまずさせていただきたいのと、モデル地区を募集する際にモデル地区になりませんかという、まず地域に対してのPRというのをさせてもらいたいというふうに思っております。そこで出た成果をまた形にしまして、この体操をすればこういう効果があるというのをプラスしたもので、また今度、来年度以降、地域に発信していきたいというふうに考えております。

あと、パンフレット等も作成しますので、そういうものも活用しながら啓発についてはこれからもやっていきたいというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）すみません。今、課長が言うたのはタピオ体操プラスで今回新たに事業展開をやっていく分で、そこはしっかりやっていくのはもちろんのことなんですけれども、やはり佐古委員おっしゃったように、これまでタピオ体操をいろいろな場面でやってきて啓発もやってきたんです。こちらのほうも、いろんなところで言われるんですけども、まだ浸透できてないよというところもあるかなというところもありますので、こちらのほうは、ちょっとさっき課長も言いましたけれども、広報であつたりとかくまとりタピオ元気体操ひろめ隊のほうがつくっている情報誌じゃないですけども、月1回練習をやっていますみたいなのところもありますし、そういったところをできるだけ広めていけるように、これは反省ということで、町としてもしっかりと広めていきたいなと思っております。

委員長（江川慶子君）佐古委員。

委員（佐古員規君）先ほど言われた情報誌等を活用するというのももちろんですし、例えばのぼりをつくるなり、もう町職員がはっぴを着てタピオ体操ひろめ隊、タピオ体操と言われても、それが介護予防のいい体操やというのがびんとこないと思うんです。ですから、名前ばかり売っても中身がわかっていなかったらだめですし、それが合致するように、もちろん名前も売れないとどんなものか見てもらえないですから、その辺をしっかりと、駅でもうほんまに何かPRするなり、そういった若い子に踊っていただいととか、結構元気なお年寄りの方もいらっしゃいますから、そういった方に

これだけ元気になるよということをPR、しっかりいろんな場面でやっていただけるようにしていただきたいということが要望です。

せっかくDVDつくりますから、下の待合とかひまわりドームでもそうです。ありとあらゆるところでタピオ体操というのをしっかり、介護予防でこだけ元気になりますということをアピールしていただけたらと思います。名前ばかり先行するのではなくて、中身をしっかり、こういうものやというのを合致するような、そんな取り組みを期待したいと思います。

委員長（江川慶子君） 答弁はいいですか。佐古委員。

委員（佐古員規君） はい、いいです。

委員長（江川慶子君） ほかに質疑はありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君） タピオ体操の関連でちょっとお伺いしたいんですけれども、今回10周年になられるということで、全般的な話をさせていただくと、10年前にこれを進めようと思って今10年たつわけだと思っんです。要は、これを今回108万2,000円という形で出ているんですけれども、それを推進していくかどうかというジャッジをするに当たって、要は10年前に目標として掲げていた、今回10年たつ、それに当たって今皆さん方が当初掲げていた10年前に熊取町民に対しての認知度であったりとか効果、先ほどいろいろ効果があるというふうにおっしゃられたんですけれども、その辺がまだちょっと見えにくいというか、非常に判断しづらいところが僕自身はあって、実は非常に予想していたよりも効果があるというものであれば、108万円じゃなくてもっと突っ込んでいくというか、それが住民の健康につながっていくというものであればまだまだ予算化していかないといけないと思いますし、逆に、先ほどPRの話もありましたけれども、予定よりも全然認知していかない、進んでいかない、広まっていかないということであれば、もっと違う方法を検証していかないといけないということもあるんじゃないのかなと思っています。

要は、目標に対して振り返るといふか、きちっと検証をされているのかどうかという判断する基準というのが非常に難しいなというのが率直な意見なんですけれども、今後、今回108万円ということなんですけれども、どういう方向性で目標を持っておられるのかという進捗に関しては、今後またこれから予算等でもどんどん出てくるかと思うんで、その辺もうちょっと、また後日でも結構なんで詳しく伺いたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員長（江川慶子君） 答弁よろしいですか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君） はい。

委員長（江川慶子君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 先ほど委員の皆様からいろいろご意見いただきまして、タピオ体操ということで、ふれあいセンターのほうでも月1回練習が行われていたりとかしてございます。そこでやっていただいている方々も広めていただいていますし、今までやってきたこのことについてさらに広げていきたいという町の思いで今回こういう予算を上げさせていただいて、各地区、モデル地区ではありますけれども、そこでDVDを作成して皆さんにも見ていただいて、どんどんと広げていきたいなという思いということで、今後、それをさらに広げていくという思いは先ほど来からお話しさせていただいているとおりでございます。

そういうことで町としても取り組んでいきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（江川慶子君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 今回、タピオ体操というのは10年前につくらせていただいたんですけれども、そのときは町として体操をやっていく、元気になっていくということをPRしたいという思いで体大の先生につくっていただきました。今回、10年たちまして、それにタピオ体操プラスとさせていただいたのは、やはり普通のタピオ体操は5分、10分の体操ですので、それですごく筋力アップというところにはつながりません。ただ、柔軟性であるとかバランス力のところに特化したものになっております。

ただ、これから介護予防をやっていくにはやっぱり筋力のところもつけていかないといけないということもありましたので、今回のタピオプラスでは筋力アップのところをラバーバンド体操というのを入れて付加させていただいているというところと、口腔の、年とともに嚥下する力が落ちてきまして誤嚥性肺炎とかを起こす方もふえてきますので、そこを口腔の運動で口の動きを滑らかにする、そのための運動もプラスしております。

ですので、この10年間の成果をもって、やはりこれから介護予防を地域で展開するためにどこが必要やということをごちやうでも皆さんで検討した上で、この2つの部分、あと認知症予防にもあるような運動しながらじゃんけんをすとか、そういういろんなレクリエーションもプラスして、効果を一つの効果ではなく、多様な効果を足した体操を今回させていただいたところですので、その辺についてもご理解いただけたらというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）ありがとうございます。

タピオ体操は本当にいいと思うんです。そうやって効果があらわれているというか、筋力アップになったとか体が元気になってきたとかいう方がどんどんふえていけば、非常にいい取り組みをされていると思うんですね。いい取り組みであればたくさんの方に知っていただきたい、じゃ、そのために今回108万円というのがもっと実は必要なのかもしれないですよ。皆さんがどれだけの方に元気になっていただきたいというふうに想定されていて、実際にそれを体験された方が予定よりも多かったのか少なかったのかというところの検証が必要じゃないのかなという話をさせていただいているんです。

いいことをされているのはよくわかっているんです。どんどん進めたいということもよくわかります。その中で目標を持って要は進捗を図っていく、その進捗に対して予算が妥当なのかどうかという検証をするタイミングが必要なんじゃないかな。これ、15周年をタピオ体操が迎えたときに、タピオ体操バージョン3とかになっているのかもわからないんですけども、それはそれで、要はこれから5年後に進むに当たって、15周年を迎えるに当たっての目標、何人の人たちに体験してもらって、筋力アップという効果があるのであれば、そういうなかなか目に見えるものじゃないんで難しいと思うんですけども、やっぱりそういう目標がないと一步一步進められないと思うんで、その辺はぜひ、検証する材料として今後もうちょっと我々にも評価をするための、ジャッジをするに当たっての指標というものを今後提示していただければ、非常にこれを応援しやすいという形になると思います。また今後、予算等の話をさせていただくときに、ぜひともご検討いただきたいと思っております。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）意見ありがとうございます。どれだけの方に広めたいかという10年前の目標、明らかなものというのはちょっとございません。ただ、これ始まったのが、介護保険の中で介護予防というところがありまして、元気な高齢者の方をたくさんというところがあったかと思っております。

やはり熊取町における介護予防教室をやって、タピオ体操をやる場所にも参加する方もいらっしゃるりとか、そういったところの中で熊取町の介護の認定率につきましては一定、国の認定率、また府の認定率よりも低いところで推移をやっていているというところは、一つの効果というところも私らは考えておまして、これは一つ形になってあらわれているというふうに思っております。

ただ、どれだけの方に認知されたかというところの指標をもって判断しているというところは今までにはなかったんですけども、できるだけたくさんの方にわかっただいて、できるだけたくさんの方に、いい体操でありますので取り組んでもらいたいという思いは一緒ですので、指標というところはまた考えていかなければいけないと思うんですけども、そういったところで今までは取り組んできたというところでご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今タピオ体操プラスについてお話がありましたんですけども、私は、タピオ体操を見てすぐにはできませんでした。かなり難しいといえますか、練習をかなりしないとタピオ体操をきちっとできるというところには至らないなという思いをしています。この中で私ちゃんとできるという方があったらすばらしいなと思うんです。

さっきゴムベルトとか口腔の話が出ましたけれども、座ってできるとか、それからもう少し簡単な動きで同じような効果が得られるというふうなところ辺も入れていただけたらというふうなことと、それからホームページで、みんなでやるのもいいんですけども、あれを1回でちゃんと覚えてぱっとするというのはちょっと難しいので、何日間か次のときまでに覚えようというふうな形でされる方もあるかと思しますので、ホームページに載せていただくとかということを考えていただけたらありがたいなというふうに思います。

委員長（江川慶子君）要望でいいですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）はい、要望です。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）タピオ体操をやっていただいてありがとうございます。

タピオ体操ですけど、座位もございますので、座ってされる部分と立ってする部分と両方ございます。今回つくろうとしているタピオ体操プラスのDVDにつきましても、初級編とか中級編とかいうふうに分けてやっていきたいというふうに思っております。

あと、タピオ体操自体ですけども、ちょっと知って難しくしているところがございます。すぐなれると、覚えられるかもしれないですけども飽きてしまうというところもあるのと、手の動きであるとか足の出し方にあってもふだんと違う出し方をして、そのことで介護予防を図るという効果も一つ一つの動作にあるというのを聞きさせていただいておりますので、ちょっと難しいと思われるところこそ、そこが予防の観点というのも思っていたらというふうに思いますので、お願いします。

あと、PRにつきましてはまた検討していきたいと思えます。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第61号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第62号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

(「11時16分」閉会)

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

江川慶子